



2024

教育委員会の事務に関する 点検評価報告書

令和5年度事業分

北本市教育委員会

点検・評価報告書の策定にあたって

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）」において、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、法第26条の規定に基づき、令和5年度事務の管理及び執行の状況についての点検評価を行ったものです。

御一読いただき教育委員会の取組について御意見等をお寄せください。

北本市教育委員会は、今後も市民の皆様の生涯に亘って学び続ける教育環境の整備・充実を図るとともに、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を推進してまいります。

令和6年 8月

北本市教育委員会

目 次

1	趣 旨	1
2	点検評価の対象及び方法	1
3	令和5年度の基本理念及び基本目標と施策	3
4	点検評価結果の構成	5
5	施策の取組状況	6
	基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成	8
1	確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	9
2	時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	11
3	「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組	14
4	進路指導・キャリア教育の推進	15
5	本物にふれる事業の推進	16
6	共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進	17
	基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成	19
1	基本的人権を尊重する教育の推進	20
2	人権啓発活動の推進	22
3	心の教育の推進	23
4	ボランティア・福祉教育の推進	25
5	生徒指導・教育相談体制の充実	26
6	児童生徒の健康の保持増進	29
7	運動習慣の形成と体力向上の推進	32
8	安全教育の推進と安全管理の徹底	35
	基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進	38
1	小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進	39
2	地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	40
3	教職員の資質の向上	41
4	教育環境の整備・充実	43
5	学校経営の改革推進	45
	基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上	46
1	家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進	47
2	地域の教育推進体制の充実	48
3	子供の読書活動の推進	49
4	地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	50

基本目標Ⅴ	生涯学習とスポーツの振興	5 1
1	生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	5 2
2	学習施設の整備・運営の充実	5 4
3	スポーツ活動の推進	5 7
4	文化芸術活動の推進	5 8
基本目標Ⅵ	文化財保護の推進	5 9
1	文化財保護の調査と研究	6 0
2	文化財の保存と管理	6 2
3	文化財の啓発と活用	6 4
4	郷土芸能の継承と支援	6 5
6	評価	6 7
7	指標一覧	7 1
8	教育委員会の活動状況	7 2
9	資料	7 5



国指定天然記念物 石戸蒲ザクラ

1 趣 旨

平成18年12月22日に教育基本法が改正され、新しい教育理念の下、地方における教育行政の中心的担い手である教育委員会の体制強化を目指した、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）も一部改正が行われ、平成20年4月からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられました。

また、点検評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図るものと規定されています。

北本市教育委員会では、この法律に基づき、教育委員会の事務の点検評価を実施し、更なる改善・改革を推し進め、期待される教育行政に応えてまいります。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検評価の対象及び方法

（1）点検評価の対象

北本市教育委員会では、教育基本法第17条第2項に基づき、中長期的な視点に立って北本市教育のあるべき姿を示し、総合的・体系的な教育施策を進めていくことを目的として、第3期北本市教育振興基本計画（以下、「第3期計画」という。）を策定し、教育行政施策を推進しています。

このことから、点検評価の対象は、第3期計画に掲げられた施策としています。

（2）点検評価の方法

第3期計画は、6つの基本目標に基づく施策を体系化しています。

このため、点検評価では、第3期計画に掲げられた施策を対象とし、具体的には、計画を年度ごとに実効性あるものとするために策定した「令和5年度教育行政の重点施策」に沿って推進した31の施策に基づく事業の実施状況について、点検評価を行

うこととしました。

点検評価の実施に当たっては、施策ごとに示された取組に対するその実施状況を参考としました。

また、教育に関し学識経験を有する方から、各施策に関する評価をいただくとともに、全体を通しての講評をいただきました。

(3) 外部評価者

地教行法第26条第2項の規定に基づき、学識経験を有する評価者（外部評価者）として、以下の2名の方に評価・講評をいただきました。

埼玉大学名誉教授 清水 誠（敬称略）

【略 歴】 昭和51年 埼玉大学教育学部附属中学校 教諭
平成3年 埼玉県教育局北足立北部教育事務所指導課 指導主事
平成6年 埼玉県教育局指導部指導第一課 主任指導主事
平成9年 埼玉大学 教育学部 助教授
平成15年 埼玉大学 教育学部 教授
平成20年 埼玉大学教育学部附属小学校 校長併任
平成22年 東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究科 教授併任
平成27年 埼玉大学 名誉教授
平成28年 国際学院埼玉短期大学 教授・学長補佐
平成29年 国際学院埼玉短期大学 教授・副学長（現在に至る。）

淑徳大学教育学部学部長 山田 晋 治（敬称略）

【略 歴】 昭和58年 大宮市立大砂土中学校 教諭
昭和59年 埼玉大学教育学部附属中学校 教諭
平成13年 川口市教育局学校教育部指導課 指導主事
平成18年 埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課 指導主事
平成22年 川口市立戸塚南小学校 校長
平成24年 埼玉県教育局南部教育事務所 主席指導主事
平成26年 埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課 主席指導主事
平成27年 埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課 課長
平成28年 埼玉県教育局南部教育事務所 所長
平成30年 川口市立元郷南小学校 校長
平成31年 埼玉県公立小学校校長会 会長
令和2年 淑徳大学教育学部 教授
令和3年 淑徳大学教育学部 教授・学部長（現在に至る。）

3 令和5年度の基本理念及び基本目標と施策

令和5年度の北本市の教育における基本理念及び基本目標と施策は次のとおりです。

【基本理念】

共に学び 未来を拓く 北本の教育

【基本目標及び施策】

I 確かな学力と自立する力の育成

- 施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
- 施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
- 施策3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組
- 施策4 進路指導・キャリア教育の推進
- 施策5 本物にふれる事業の推進
- 施策6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

II 豊かな心と健やかな体の育成

- 施策1 基本的人権を尊重する教育の推進
- 施策2 人権啓発活動の推進
- 施策3 心の教育の推進
- 施策4 ボランティア・福祉教育の推進
- 施策5 生徒指導・教育相談体制の充実
- 施策6 児童生徒の健康の保持増進
- 施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進
- 施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底

III 質の高い学校教育の推進

- 施策1 小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進
- 施策2 地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進
- 施策3 教職員の資質の向上
- 施策4 教育環境の整備・充実
- 施策5 学校経営の改革推進

IV 家庭・地域の教育力の向上

- 施策1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進
- 施策2 地域の教育推進体制の充実
- 施策3 子供の読書活動の推進
- 施策4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

V 生涯学習とスポーツの振興

施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

施策2 学習施設の整備・運営の充実

施策3 スポーツ活動の推進

施策4 文化芸術活動の推進

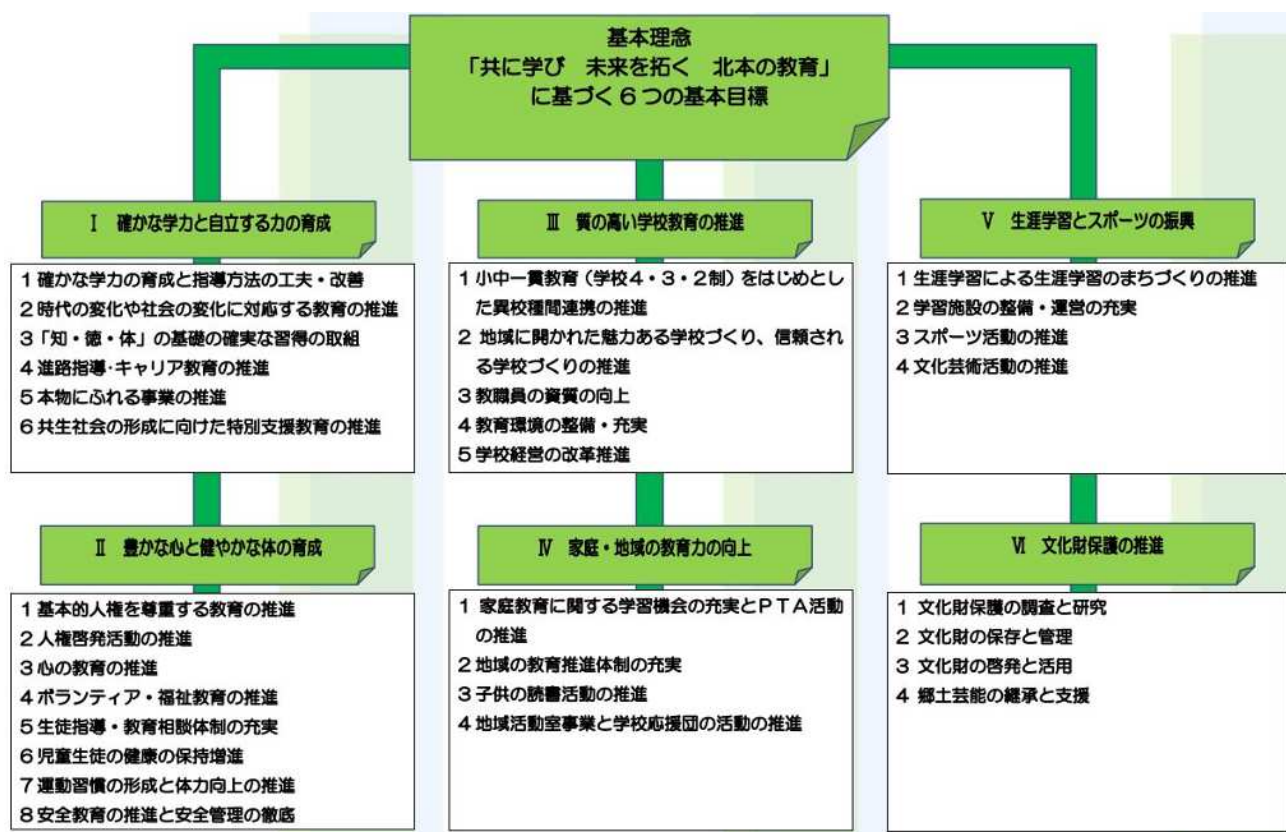
VI 文化財保護の推進

施策1 文化財保護の調査と研究

施策2 文化財の保存と管理

施策3 文化財の啓発と活用

施策4 郷土芸能の継承と支援



～ 第3期北本市教育振興基本計画 ～
【施策の体系図】

4 点検評価結果の構成

点検評価の結果については、「5 施策の取組状況」において、基本目標のもとに設定した施策ごとの「主な取組」「教育委員会の自己評価」「取組評価」「課題・方向性」を掲載しています。また、「6 評価」において、施策ごとの自己評価及び外部評価者評価を総括的に掲載するとともに、外部評価者による全体を通しての講評を掲載しています。

<「5 施策の取組状況」における凡例>

「事業」

第3期計画の各施策の「■主な取組」における事業を示しています。

「個別取組」

第3期計画に基づき策定した、「北本市教育行政の重点施策」に係る個別取組事項を示しています。

「令和5年度 取組状況・実績」

上記「個別取組」対応する令和5年度の主な取組状況及び実績を示しています。

「所管課」

「個別取組」における令和5年度の所管課を示しています。【凡例：教総→教育総務課、学教→学校教育課、生学→生涯学習課、文化財→文化財保護課】

「教育委員会の自己評価」及び「取組評価」

「令和5年度 取組状況・実績」に対する教育委員会の自己評価を示すとともに、次の評価記号を用いて、その評価基準を表しています。

「s」期待水準を大幅に上まわる成果を挙げている。

「a」期待水準を上まわる成果を挙げている。

「b」期待する成果を挙げている。

「c」期待する成果が十分に得られていない。

「－」止むを得ない事情による評価対象外

「課題・方向性」

各施策の事業に係る課題や次年度以降の施策の方向性を示しています。

「計画書」

第3期計画において掲載されている施策のページを示しています。

*「5 施策の取組状況」に記載されている用語の意義については、第3期北本市教育振興基本計画 86 ページから 92 ページまでの用語解説の説明を御参照ください。

5 施策の取組状況

基本目標Ⅰ

確かな学力と自立する力の育成

基本目標Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

基本目標Ⅲ

質の高い学校教育の推進

基本目標Ⅳ

家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅴ

生涯学習とスポーツの振興

基本目標Ⅵ

文化財保護の推進

概要版
北本市
kitanoto city

第3期
北本市教育振興基本計画
～共に学び 未来を拓く 北本の教育～
(令和5年度～令和9年度)

令和5年2月
北本市教育委員会

北本市教育振興基本計画とは

○教育基本法に基づき、北本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定した計画です。

○北本市全般的な総合的な計画である「第五次北本市総合振興計画」との関係性として、「北本市教育施策大綱」との運動性を踏まえ、教育行政分野における計画です。

○第3期計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間で、第2期計画（平成30年度～令和4年度）の成果や課題を明らかにし、引き続き、中期的な視点に立って、教育に関する課題を解決するとともに、未来を積極的に切り拓いていく人間を育成する観点から策定した計画です。

基本理念

共に学び 未来を拓く 北本の教育

～第1期及び第2期計画で掲げた、この色あせることのない基本理念を継承します～

先行さが不透明な社会の中で、北本の子供たちが夢と志を持ち、困難な時代を乗り越えるため、基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して、自らの人生を切り拓き、たくましく生きるための力をはぐくみ、豊かな人間関係を築きながら、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、社会の中で役割を果たすことのできる人材を育成するため、本市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、上記の基本理念を掲げます。

基本目標

- I 確かな学力と自立する力の育成
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 質の高い学校教育の推進
- IV 家庭・地域の教育力の向上
- V 生涯学習とスポーツの振興
- VI 文化財保護の推進

※令和5年2月に策定した計画の概要版を参考掲載しています。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

教育の質を充実させるための土台づくりとして、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにします。

また、時代の変化や社会の変化に対応する教育を推進するとともに、義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育及び進路指導・キャリア教育を推進することにより、児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、一人一人の自己実現を支援します。

さらに、様々な道の専門家にふれる事業を推進することにより、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子供たちに対する支援、指導体制等の整備を推進します。

- 施策 1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
- 施策 2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
- 施策 3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組
- 施策 4 進路指導・キャリア教育の推進
- 施策 5 本物にふれる事業の推進
- 施策 6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策	■ 主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組					
令和5年度 取組状況・実績							
施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善							
P28							
○各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立							
・ 地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮し、教育内容や時間の適切な配分、必要人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善をとおして、教育課程に基づく教育活動の質の向上に努めます。		・ 全中学校区での研究等を活用し、児童生徒の発達の段階とともに地域の実態に即した教育課程の実現を目指し、学校訪問や研究会、研究発表等の機会に指導しました。 ・ 適切な教育課程実施のために、各校の教育課程の実施状況を把握しました。特に、働き方改革の観点から、授業時数や学校行事の在り方の方の見直しについて通知し、適切な授業時数になるよう指導しました。 ・ 地域とともにある学校、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、学校運営協議会の推進に取り組みしました。		学教	・ 各校の教育指導計画、学習指導案の作成・検討や研究発表会の協議において、小中一貫教育の視点の深まりが見られました。 ・ 適切な授業時数については、小学校4年生以上については年間1085時間以下になるように指示し、対応することができました。 ・ 学校運営協議会委員に学校行事等を参観を促す等、昨年度以上に各学校の運営の工夫が見られました。	a	・ 適切な授業時数については、今年度の各校の教育指導計画を確認し、適切な指導を行いました。 ・ 地域とともにある学校の実現に向けた研究をさらに進めていきます。
○新たな教育課題に対応した教員養成と指導力向上研修【※令和5年度重点項目】							
・ 主体的・対話的で深い学びの授業改善を図り、教師自身が新たな指導法を体感できる研修会を実施します。		・ 主体的・対話的で深い学びの授業改善については、研修会等を通じて研究しました。また、学校訪問や研究発表等の機会を活用し各校に指導しました。		学教	・ 教員の意識を高めるとともに、主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた授業改善のため、研究を深めることができました。	b	・ 令和6年度は、市内教員研修で、主体的・対話的で深い学びの授業改善をテーマにし、授業実践を各校に広めていきます。
・ 学び続ける意欲や思考力・判断力・表現力などを養った確かな学力を確実に身に付けさせるため、意欲喚起や言語活動の充実を目指した指導の内容と方法を工夫し、改善を図ります。		・ 言語活動の充実、思考力・判断力・表現力等の育成、さらには学力向上課題解決プランとの関連など、各校が特色を生かした教育課程を編成し、実施しました。 ・ 全校で研究授業、研究協議を実施し、効果的な指導方法の工夫について検討しました。		学教	・ 県学力・学習状況調査の結果分析を確実に実行させ、各校の課題を掴ませるとともに、研究協議を通して、言語活動を充実させる効果的な指導方法を広めることができました。	b	・ 各校の学力向上課題解決プランを見直し、取組や実践を活かすとともに、学習指導要領を踏まえ、さらなる言語活動の充実、思考力、判断力、表現力等の向上を目指した教育課程の編成をしていきます。
・ 教科等横断的視点や発達の段階に応じた縦の系統的なつながりから学習の充実を図ります。		・ 学校訪問や研究発表等の機会を活用し、学習指導要領等をもとに、各校の児童生徒の姿や地域の実情等と指導内容を照らし合わせ、教科的・学年的な年間指導計画等の在り方について、教科等や学年を超えて、学校の組織として見直しを図るよう指導しました。		学教	・ P D C A サイクルによる教育課程全体の見直しへの理解を管理職や教員に指導することができました。その上で、学校訪問の際に、各校での授業実践について指導することができました。	b	・ 日々の授業の中で、教科等横断的な視点や系統的なつながりを意識しながら、効果的な授業改善を図ることができるよう校内研修等を通して研究を重ねていきます。

○義務教育9年間ににおける学びと育ちの連続性を重視した小中一貫教育（学校4・3・2制）の推進【※令和5年度重点項目】					
・児童生徒の発達段階やその特性に応じて、適切に支援します。	・小・中合同研修会や互いの授業参観を通じ、9年間の連続性を重視した指導を推進し、昨年度同様の研究を深めることができました。	学 教	・小・中合同研修会や互いの授業参観を通じ、9年間の連続性を重視した指導を推進し、昨年度同様の研究を深めることができました。	b	・9年間を見通した学びや育ちの連続性を高めるため、合同研修の内容を深め、系統的な教育課程の編成を進めていきます。
・児童生徒や教員相互の交流を活性化し、互いの学校文化の理解・子供の指導に関する情報の共有化などを図ります。	・あいさつ運動、部活動体験、球技指導（バスケットボール）などを実施しました。また、ICT機器等を活用し小・中合同研修会を夏季休業中に1回、各学期に1回以上実施し、教員間交流や情報共有を図りました。	学 教	・中学校区で教員同士が研究を進めることで、地域の実態に応じた課題解決に向けて取り組むことができました。・昨年度同様、児童生徒も相互交流等の実施により、相互理解が深まりました。	b	・当該事業に基づき「中1ギャップ」の軽減への効果、及び中2段階での不登校軽減への効果についても、引き続き研究していきます。
○きめ細かな学習指導を展開するための少人数学級の実施					
・個に応じた指導や発達の段階に応じた指導を行うことで、規律ある態度の育成や学力向上を図ります。	・主に算数科の授業において加配教員等を活用して少人数指導を実施しました。少人数指導により児童の学習態度を把握することが出来たことで一人一人に寄り添った指導を行いました。	学 教	・きめ細かな学習指導や個に応じた指導が実現し、児童の規律ある態度の育成や学力向上を図ることができました。	b	・県の加配教員を積極的に活用し、少人数授業やティームティーチング等の学習形態の工夫をしていきます。
○学力調査や満足度調査など各種調査を活用した児童生徒の実態把握と実効ある対策の実施及び評価					
・学校生活アンケートや学力状況調査等で児童生徒一人一人や学級全体の状況を把握し、学習経営の改善や学力向上を図るとともに、学力向上推進委員会等でその達成度を評価します。	・学校生活の悩みや家庭の様子が分かるアンケートを全児童生徒へ毎月行い、一人一人の実態把握ができました。内容は担任・学年主任・管理職による複数の目でチェックし、学校全体で共有しました。また、各校の全国及び埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、学力向上プログラムに基づいた取組を行いました。さらにはオンラインを活用して各校の具体的な取組を共有する学力向上推進委員会を開催しました。（7月、11月開催）	学 教	・気になる内容について早期発見・早期対応を行い、対応した記録を残すことができました。また、各校において学力課題解決の検証改善サイクルを進め、学力向上推進委員会、優れた実践の共有化を図り、授業の工夫改善につなげることができました。	b	・不登校児童生徒のアンケートの送達確認に困難さがあったため、引き続き家庭と協力・連携していきつつ、学力課題解決に向けて、学力向上プログラムを見直し、プランに沿った実践を行っていきます。
○地域の教育力を活用した夜間補習「ナイトスクール」及び土曜日・長期休業日における補習の推進					
・学ぶ意欲を支え、学力の向上を図ることを目的に中学生の希望者を対象とした補習「ナイトスクール」及び各校において土曜日・長期休業日における補習を、教員OB等の協力のもと実施します。	・全15回の実施計画を立て、中学3年生を対象に参加生徒を募りました。30名の生徒が参加しました。・全行程の15回を実施することができました。	学 教	・前半は埼玉県学力向上ワークシートを活用し、後半はテキストを使用している実践的な学習に取り組むことができ、一人ひとりの丁寧な指導ができ、生徒から参加してよかったという感想ががありました。	b	・今後も学ぶ意欲のある中学3年生を対象に、基礎学力の定着を図るため、講師として地域の方・教員OB・教員の協力のもと進めていくとともに、ドリル教材との併用を検討してまいります。
○ICTを効果的に活用した指導方法の研究・実践【※令和5年度重点項目】					
・GIGAスクール構想の実現に向けたICT機器等の環境整備を受け、求められている『先進的な学び』の可能性を開く、形にする、そして、ものにします』ことを目的とした研究を行いました。	・「先進的な学びの継承」について、ICT機器を効果的に活用した教育活動をするためにはどうしたらよいか、という視点で授業実践及び研修を実施しました。	学 教	・教員の教育力向上と負担軽減の両面に焦点を当てた実践や、タブレット端末の機能や特性、アプリケーション等を効果的に組み合わせ、多様な実践例を提供することができました。	a	・授業実践や研修等を通して明らかになった課題について、引き続き解決を目指していくとともに実践を共有し、一層のICT機器の利活用を進めていきます。

施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進

P30

○国際理解教育の推進

・A L Tを計画的に配置するとともに、A L Tを活用した企画立案・実施し、児童生徒のコミュニケーション能力を高めさせる英語教育の充実を図ります。	・派遣業務委託業者を通じ、様々な出身国のA L Tを6人任用し、2～3校に1名の割合で配置しました。 ・派遣業者のコーディネーターと連携を密にし、諸課題について情報共有をしました。 ・「イングリッシュ・サママー・プログラム（E S P）」を実施しました。	学教	・A L Tの研修を月1回程度、オンラインで実施し、効果的な活用を行うことができました。ディネーターと連携を図り、迅速な対応をとることができました。	b	・今後も小学生（第3学年～第4学年）を対象にした「イングリッシュ・サママー・プログラム（E S P）」を実施できるよう実施方法を工夫し、早期から外国語に親しむ機会を提供します。
・わが国の伝統文化を理解し、尊重する態度をはぐくむとともに、諸外国の文化に対する理解を深め、広い視野をもった児童生徒を育てる教育を推進します。	・小学校の外国語活動・外国語や中学校の外国語（英語）の授業、総合的な学習の時間等とおして諸外国の文化に対する理解を深め、国際性を養うと共に、視野を広めることができました。	学教	・各校におけるコミュニケーション活動の中で、外国の文化や習慣に関して理解を深めることができ、総合的な学習の時間では国際理解を調上げ、個々の課題意識に基づき調査・まとめ・発表活動を行うことができました。	b	・英語教育に系統性を持たせ、総合的な学習の時間においては各校に取り上げた内容を共有し発展性のある実践を行います。 ・広い視野を持たせながら、他者との考えの共有を積極的にに行います。
・小学校段階からの外国語活動をさらに推進するために、長期休業期間等を活用した、児童・教職員対象の外国語活動研修を実施します。	・I C T機器等を活用し参集型で教職員対象の外国語活動研修を実施しました。A L Tの有効活用方法や専科教員の指導について、教職員同士で情報交換を行い、指導方法の工夫・改善について協議しました。	学教	・外国語活動・外国語の授業における指導方法の共通理解を図り、教職員の指導力向上に、十分役立てることができました。	a	・長期休業中に研修を行い、校内での中核となる教員を育成していきます。 ・英語専科教員の配置により、小学校の英語教育の質を高め、専科ではない担任の英語指導力の向上を図ります。
・多様な価値観を受容し、外国語も含めたコミュニケーション能力を高める教育の充実を図ります。	・学校訪問や研究発表等の機会を活用し、学習指導要領等を読み取りながら、コミュニケーション能力を高める言語活動等の取組の情報共有を行いました。	学教	・学校訪問等の機会に、児童生徒のコミュニケーション能力を高める授業内容の工夫改善について情報共有を図ることができました。	b	・教科横断的な視点を取り入れ、主体的に児童生徒が取り組むことができよう指導方法を引き継ぎ研究します。

○情報教育の推進				
・情報モラル教育の徹底を図るため、教職員対象の研修会を実施します。【※令和5年度重点項目】	・学期に一度、健全育成会議を実施し、県の資料等を活用して情報モラル教育の理解を深めることができました。 ・情報モラルリーフレットやタブレット端末の利用の手引きを情報共有し、教職員及び児童生徒に活用させ、情報教育モラルの向上を図りました。	学 教	・SNS上のトラブルや「ネットいじめ」について具体的な事例を取り上げ、対策の在り方等について指導を行いました。 ・児童生徒の実態把握とリーフレットの活用により情報モラル教育を一層推進することができました。	・倫理確立委員会等を活用し、教育情報セキュリティポリシーに則った情報モラル教育の指導力の向上を図ります。
・I C T機器等を活用した情報の共有化を図り、校務の効率化と効果的な授業の実現を図ります。【※令和5年度重点項目】	・I C T機器の一層の活用を図るため、I C T運営支援員による教職員向けの研修会を行いました。 ・校務の適切な効率化を目指し、学校の実態に応じて校務支援システムのカスタマイズを行いました。	学 教	・活用方法や環境整備等に関するポータルサイトを立ち上げ、各校の情報教育推進リーダーの育成を図りました。 ・校務支援システムをカスタマイズし、各校の教職員の負担軽減を一層図ることができました。	・更なる活用を図るため、関係課と連携しながら情報機器等の充実を図っていきます。
・インターネットなど多様なメディアを活用した教育の充実を図ります。	・各教科や領域において、調べ学習の際にインターネットをはじめとするとする各種メディアを積極的に活用しました。	学 教	・各校における推進者を育成するとともに、効果的なインターネット等の活用方法について情報発信を行いました。	・I C T機器等を活用し、インターネットを活用した効果的な教育実践の在り方について研究していきます。
・小学校におけるプログラミング教育の推進を図ります。	・学校訪問等を活用し、各教科におけるプログラミング教育の推進について指導しました。	学 教	・各校の教育指導計画にプログラミング教育が位置づけられており、意識的な取組が見られました。	・プログラミング教育の推進を継続しつつ、I C T機器等の整備計画に基づき、タブレット端末等を活用した教育実践の在り方について研究していきます。

○環境教育の推進	・SDGsの目標12～15に焦点を当て、学校生活や家庭生活で、自然を大切にする思いをはぐくみ、限りある資源を安全に、かつ、大切に活用する持続可能な社会を目指すための教育を推進します。	・児童生徒の環境問題についての意識高揚を図るため、県の資料等を活用し、各小・中学校において植栽等を実施しました。 ・学校の実態に応じて、児童会・生徒会によるリサイクル活動（ペットボトルリサイクル回収等）を行い、児童生徒自身による主体的な活動を推進しました。 ・各教科で関連する単元でSDGsに関する指導を行いました。	学教	・リサイクル活動等に児童生徒が主体的に取り組むことで、SDGsの理念や目標を共感的に理解し、意欲的に実践しようとする意識の向上が見られました。	b	・取組の推進には、家庭や地域との共通理解や協力が不可欠なため、今後も学校から積極的に発信するとともに、様々な活動と関連付けながら推進していきます。
	・校地内の緑化運動を推進し、学校の周囲の環境を整備するとともに、児童生徒の自然を大切にする心の育成を図ります。	・各校に整備されている学校ファーム（体験農場）での体験活動の他、動植物の飼育栽培、花植えや草取りなどの体験を行い、児童生徒が自然に触れあう機会を意図的に設けました。 ・学校ファームの取組では、県から苗や農業資材の提供を受け、学校の緑化運動の支援を行いました。 ・生活科見学で森林公園に行き、自然学習を行うことで、自然の大切さや生き物の尊さを学習しました。	学教	・校内での様々な体験活動により、児童生徒が自然を大切にしようとする意識の高揚につながりました。 ・収穫した農作物を食べるなど、児童生徒の実生活に即した取組になり、緑化運動から環境保護や食育にもつながることができました。	b	・県と連携した学校ファームの取組を今後も継続するとともに、校外学習などで体験活動を積極的に取り入れ、児童生徒が持続的に自然や緑化に対する意識を高められるようにします。
	・地域の人々と連携し、校外での農業体験や自然学習センター等の施設を活用した自然にふれあう教育を推進します。	・地域の実態に応じて、地域の農場での作業体験や収穫体験等を行いました。 ・市内の自然学習センターでは、児童生徒の校外学習等で協力をしていたいただき、身近な施設での充実した体験学習や研修を行いました。	学教	・地域の方々に農場での作業体験・収穫体験、自然学習センターのご協力をいただき、校内ではできない貴重な体験学習により児童生徒の充実した教育活動ができました。	b	・学校と地域の連携・協働を深めながら、地域にある自然を生かした体験活動をより一層推進していきます。
	○学校図書館教育の充実					
・児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体をとおして、多様な指導の展開を図ります。 【令和5年度重点項目1】	・朝読書の習慣化の他、図書に関わる集会や児童会・生徒会活動等を各校で計画し、多様な視点で読書習慣の形成を図りました。 ・学校図書館の学習情報センターとしての機能を充実させ、授業等での調べ学習の推進を図りました。	学教	・全校において調べ学習で学校図書館を活用するとともに、児童会・生徒会活動を中心として展示やイベント等を実施し、読書習慣の形成を図りました。	b	・各校と市立図書館の連携をより深めるとともに、児童生徒の読書習慣の形成を図る取組を推進していきます。	
・読み聞かせや朝読書等により、読書活動のきっかけをつくり、習慣化を図ります。	・地域の教育力を生かしながら本の読み聞かせや本に関する取組を行い、読書に親しむ機会を設けました。	学教	・朝読書や読み聞かせを中心として、児童生徒の読書の習慣化が図れました。	b	・学力向上のニーズも高く、読書との両立を図りながら推進していきます。	
・全校に専門的な知識をもつ司書教諭を配置するとともに、資格取得のための環境づくりに努めます。	・各校における読書推進や学校図書館教育の充実を図るため、司書教諭配置基準に則り、司書教諭を配置しました。（全11校中10校で発令） ・専門的知識を有する司書教諭、図書主任、学校図書館指導員が連携しながら学校図書館を運営するよう指導しました。	学教	・学級数の規定による配置義務9校に対して、10校に司書教諭を配置しました。 ・学校図書館においては、司書教諭と図書主任、学校図書館指導員が連携して運営することができました。	b	・各校、地域の実態に応じて最大の教育効果を生み出す学校図書館教育の実践に向け、今後も司書教諭の有効活用を図っていきます。	
・全校に指導員を配置し、読書環境の整備と質の高い読書活動の推進を図ります。	・全校に学校図書館指導員を配置しました。 ・人のいる温かみのある学校図書館、読書・学習情報センターとしての機能をもつ学校図書館の充実を目指し、情報共有を図りました。 ・研修会を年3回実施し、業務に係る資質能力の向上を図りました。	学教	・研修会を3回実施したことで、学校間の共有が図られ、特に、小中学校間での図書の移管を行うことで図書の有効活用ができました。 ・外部人材を活用した読み聞かせを行う等、創意工夫ある取組を各学校で実施することができました。	a	・蔵書管理の電子化など、読書環境をより整えていけるよう研究していきます。	

施策 3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組

P32

○「学力」・「規律ある態度」・「体力」の基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせる教育の推進					
・学習指導要領の趣旨に沿って、育成を目指す資質・能力を明確化し、児童生徒が「読む・書く」・「計算」の基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けることができるよう指導体制や指導方法の工夫・改善を行い、教育活動の充実に努めます。	・全校への学校訪問等をとおして、学習指導要領の趣旨に沿った授業改善に取り組んでいるか指導及び助言を行いました。また、小・中・共通の生活・学習習慣を身に付ける取組について各校で研究・実践しました。 ・学力向上推進委員会において、県学力・学習状況調査の活用方法等研修や、県の効果的な取組の紹介等を行いました。PDCAサイクルを意図した学力向上プランを見直し、基礎学力を確実に身に付けることができるよう、指導方法の改善を行いました。	学教	・学力向上プランの作成・見直しを行い、児童生徒に付けさせたい力を明確にすることができた。工夫ある教育課程を実施し、発達の段階に応じた基礎的・基本的な知識及び技能の定着に努めました。	b	・学校訪問や、各研修会等で学習指導要領の趣旨に沿った授業改善について指導助言します。また、定着が不十分な分野を適切に改善するよう指導します。各校に県のコンバントン問題集等ワークブックの継続した活用を促していきます。
	・礼儀正しく人と接する習慣を身に付けるため、各校であいさつ運動を実施します。	学教	・活動の振り返りを取り入れ、取組の意味や大切さなども理解して行えるような改善がみられました。	b	・今後、あいさつ運動等の一層の推進を目指し、小中連携を通して、中学生があらがれの存在となり、自尊心を高めます。工夫していきます。
	・「体力」について、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定するなど、体力向上に取り組めます。	学教	・各校において、児童生徒の実態に応じた取組を実践しました。 ・授業において、個に応じた課題の設定や解決のための場の設定が小学校だけでなく、中学校でも見られました。	b	・授業において、児童生徒の課題に応じた場の設定をし、児童生徒一人一人の状況に応じた掛けや指導を教員が行えるよう研修を通して教員の意識を高めていきます。
○知識の理解の質を高め、確かな学力を育成する教育の推進					
・児童生徒一人一人の学力の向上や生きる力を育てるため、発達の段階と各小・中学校の実態を踏まえながら、地域の教育力を活用した学習の支援を実施します。	・児童生徒の発達の段階に応じた指導を研究するために、市内各校を4つの中学校区に分け、学校や地域の実態に応じて研究を進めました。 ・各校において、学校や地域の実態に応じた、地域の力を学習指導に生かす取組を実施しました。	学教	・各中学校区の実態に合わせた研修を、各校が連携しながら行うことができました。	b	・今後、中学校区における小中一貫教育の中で、学習指導の研究を進めていくとともに、より積極的に地域の力を学習指導に取り入れていきます。

施策 4 進路指導・キャリア教育の推進

P33

○積極的な進路相談の実施				
・児童生徒が明確な目的意識をもつて、主体的に自己の進路を主体的に選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じた進路指導・相談を含めたキャリア教育を実施します。	・児童生徒の発達の段階に合わせ、将来への夢や希望をもたせるとともに、職業選択の課題をもたせながらキャリア教育を推進しました。 ・キャリアアパスポートの実施により、児童生徒のキャリア発達を小中で一貫して行いました。 ・各校で二者面談や三者面談を実施し、進路相談の機会を設けました。	学 教	・特別活動を中心として、小中で一貫したキャリア教育を推進しました。 ・各校の実態に応じて、児童生徒や保護者との面談を実施し、学校・家庭が共通理解を図り、児童生徒の進路指導を行いました。	・主体的な職業意識の形成に資するよう、体験活動との連携を進めています。
○家庭や関係機関との連携の強化				
・学校だより、家庭教育講演会等で進路選択に関する家庭での教育を啓発・支援するとともに、地域や関係機関と連携した講演会等を開催します。	・家庭と連携したキャリア教育を推進するため、「学校だより」等でキャリアア発達に資する情報発信や啓発等を行いました。 ・中学校では、「進路だより」や「学年だより」において進路情報等の発信を行いました。 ・各校の実態に応じて、地域の職業人や関係機関の方に学校の教育活動に参加していただいた他、進路講演会等を実施しました。	学 教	・各種たより等により、家庭への情報発信や意識の啓発を図ることができました。また、保護者との面談でも取り上げ、家庭との連携を強化できました。 ・児童生徒の状況により、教育センターやスクールソーシャルワーカー等の関係者とも連携を図り、進路指導を実施しました。	・家庭環境の多様化等により、家庭と学校、関係機関との連携をさらに深める必要があることから、今後も検討を続けていきます。
○職場体験の充実				
・企業や施設などにおける職場体験を関係機関と一体となって実施し、実践的な職業教育を充実させます。	・生徒の職業観についての意識の高揚を図るため、全中学校2学年で市内の店舗や企業、施設などにおける3日間の職場体験を実施しました。(令和3年度は中止、令和4年度は一部学校のみ、令和5年度は全面実施)生徒は、昨年度と異なり「なすこと」によって学ぶ」体験ができました。	学 教	・職場体験事業を実施することで、生徒の職業観がさらに深まる機会となりました。また、新規事業所の開拓し、生徒の選択の幅を広げることができました。	・第1次、第2次産業の協力事業所を開拓してまいります。
○職業教育・産業教育の推進				
・社会人や職業人として、自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、望ましい職業観・勤労観を育成します。	・児童生徒の望ましい職業観や勤労観を育むため、各小学校において工場見学等を実施しました。(訪問先：グリコアイースト、スーパーママーケット等)	学 教	・実際に見学や体験をすることで児童生徒に望ましい職業観や勤労観はぐくむ一助となりました。	・引き続き、地域の産業界と連携・協力してまいります。

施策 5 本物にふれる事業の推進

P34

○学校クラスコンサートの実施				
・児童を対象に、ピアノ、フルート、バイオリン等の演奏者を招き、クラスごととのミニ演奏会を実施します。息遣いを感じるほど近くで演奏を聴くことにより、音楽性を高めるとともに感動する心を養います。	・全日本ピアノ指導者協会に依頼し、演奏者を派遣していただき実施しました。各小学校の4年生を対象に音楽室におけるミニ演奏会を（各小学校1回開催）	学 教	・プロの演奏者による生演奏を間近で感じることで音楽性を高めるとともに、児童が豊かな心をはぐくむ一助にすることができました。	・今後も各小学校との連携を図り、円滑な演奏者の派遣を計画的に実施していきます。
○ふれあい講演会の実施				
・様々な職業や経歴の方を講師に招き、直に生き方の指針や社会人としてのマナーなどを学びます。	・生き方の指針や社会人としてのマナーなどを直に学ぶため、講演会を実施しました。(令和5年度は、高等学校教員による進路講座、第一生命による社会人マナー講座を実施)	学 教	・様々な職業や経歴の方を招き、講演会をおおして生き方や社会人のマナーを学ぶことができました。	・中学生にとつてこれからの生き方の参考になるよう、多様な分野の第一人線で御活躍の講師の入选を計画的に行います。
○こころの教育推進事業の実施（ふれあい活動）				
・小学校にスポーツをはじめ、さまざまな分野の専門家（プロフュッショナル）の方を招き、学校内でのふれあい活動、教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図ります。	・市内の小学校1校にプロの演奏家を招き芸術鑑賞教室を行いました。 ・幼少期から音楽に夢をもち、その実現に向けて努力を重ねてきた演奏家との交流という貴重な経験を提供することができました。 ・市内の小学校1校に、理科の学習に係る活動を行っている講師を招き、学習したことが実際に社会の中でどのように活かされているのか学ぶ機会を提供できました。	学 教	・プロの演奏家等による本物にふれることで、児童の豊かな感性をはぐくむことができました。	・児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の指導力の向上にも図れるような事業の工夫についても検討していきます。
○日本の音楽（民謡）にふれる教室の実施				
・市民団体等と協力し、民謡で使用する楽器に直接ふれ、演奏を体験するなど、通常の授業では体験できない民謡の世界を学びます。	・北本市民謡協会の協力を得て、小学校4年生音楽の民謡を学ぶ単元で、全小学校において、民謡の中で用いる楽器に実際にふれる体験を通して、日本の伝統芸能を味わうことができました。	学 教	・北本市民謡協会の協力により、通常の授業では体験できない民謡の世界を4年生の児童が学ぶことができました。	・今後も民謡協会と連携のもと、ゲストアーティストとして招き、日本の伝統芸能にふれる重要な機会を提供していきます。

施策 6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

P35

○「心のバリアフリー」を進める教育の推進

・支援籍を置くことで、特別支援学校（学級）と市内小・中学校の教職員が連携し、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに合った支援計画を立て、その計画を基に特別支援学校と市内小・中学校の児童生徒が一緒に学び、交流を深めます。	・支援籍を希望する特別支援学校に通う児童生徒が、居住する区域の小・中学校に支援籍を置き、その小・中学校の児童生徒と直接交流や間接的な交流を行いました。近隣の特別支援学校と連携して支援籍の基礎名簿を作成しました。	学 教	・支援籍を置く学校で、通常学級と特別支援学校の児童生徒が交流し、障がいを抱えた人への正しい理解を深めるとともに、交流をとおして支援籍の児童生徒が所屬感を持つことができました。	b ・支援籍学習に対する理解をさらに深め、特別支援学校に通う児童生徒の個にあった支援の方策を在籍校と支援籍校で共有する。ため、一層の連携を図ります。
--	---	-----	---	--

○障がいのある児童生徒への社会で自立できる自信と力をはぐくむ教育の推進

・幼児期からのきめ細かな支援体制で、個に応じた支援計画をもとに継続した指導を実践します。	・児童発達支援センターにおいて保護者向けに就学支援についての話（5月）をすすめるとともに、保護者に対して就学先の小学校の特別支援学級及び通常学級への見学会を実施しました。さらに、相談があった幼児の行動観察を行うため、保育園や保育所、幼稚園に行き、実態の把握を行いました。	学 教	・児童発達支援センターと市教委で連携したり、保護者と就学相談を繰り返して実施し子供の教育の二一に心した支援について検討したること、で、スムーズな教育相談を実施すること、ができました。また、個別の指導計画を作成しました。	a ・障がいのある子供の保護者は、大きな悩みを抱えているケースがあるため、情報提供と意思疎通により、個に応じた支援策を立てていきます。
--	---	-----	---	---

○特別支援学級や通級指導教室の特性を生かした特別支援教育の充実【※令和5年度重点項目】

・特別支援学級や通級指導教室において、保護者との合意形成に基づき合理的配慮を実施し、一人一人に応じた個別の指導を行い、適切な支援に取り組めます。	・児童生徒の状況に合った適切な支援を行うため、各校において、個に応じた個別の指導計画を作成・活用し、指導に取り組みました。指導計画の作成に当たっては、保護者と十分に連携し、同じ方向性で足並みを揃えて支援できるように取り組みました。	学 教	・児童生徒の個に応じた指導計画を作成するに際し、保護者面談や電話相談等を行ったり、必要に応じて見直しを行うなど、丁寧な対応を重ねながら保護者との合意形成を図り、個に応じた支援や指導がより効果的に実施できました。	a ・個別の支援を充実させるため保護者と連携を図り、施設や支援員の効果的な活用を推進していきます。
--	---	-----	---	---

○特別支援学級及び通常の学級における支援員の有効活用【※令和5年度重点項目】

・特別支援学級における支援が必要な児童生徒の補助として小・中学校に支援員を配置したり、通常学級における支援が必要な児童への補助として各小学校に支援員を配置したり、教育活動の充実を図ります。	・各校の通常学級や特別支援学級の実態に応じ、一人一人のニーズや支援の必要性を把握したうえで、適切な人事配置を行いました。（小・中学校合計27人《通級指導教室を含む》、特別支援学級1学級あたり1人配置）	学 教	・学級担任と支援員が、児童生徒の状況に応じて役割分担しきめ細かな指導と個に応じた支援を行うことで、効果的な学習指導が実施できました。	b ・支援員の配置を計画的に行い、個に応じたよりきめ細かな指導計画や支援計画を立て、実践していきます。
--	--	-----	--	---

○LD・ADHD・自閉症スペクトラム障害等の児童生徒の理解と指導の充実					
・特別支援教育コーディネーターを配置し、研修により資質の向上に努めます。	・LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒の理解を深めるとともに、速やかな保護者対応を可能にするため、各校に特別支援教育コーディネーターを計11人配置しました。 ・発達障害の基礎理解について学ぶため、県福祉部と県教育委員会の共催の「幼保から小学校へ支援をつなぐ特別支援教育研修」に参加しました。	学教	・全校に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内の特別支援教育の推進役としました。配慮を要する児童生徒への適切な支援を実践することができました。 ・各校の特別支援担当者が発達障害の基礎理解について学ぶ特別支援教育研修に参加し、特別支援教育への理解を深めることができました。	b	・児童生徒の様子を理解し、個に合った支援を確立するため、崎西特別支援学校や川島ひばりが丘特別支援学校のコーディネーターと計画的に連携していき、各校の特別支援担当者の資質向上に努めます。
○適正な就学相談・就学支援の推進					
・専門的な立場の方や就学に係る専門委員の参観・協議のもとで、適切に就学先を判断し、保護者に対して支援を行います。	・各校及び特別支援学校のコーディネーターや医師等を就学支援委員会委員として任命・委嘱し、就学支援委員会を開催しました。それぞれの立場からの意見を伝え、子供一人一人の就学先を慎重に審議するとともに、保護者との面談も含めた支援を実施しました。 (全体会5回開催・専門委員会1回開催) (145名の審議・136名の合意)	学教	・就学支援委員会では、細かな観点から児童生徒の就学先についての情報を収集し、よりよい支援を検討し、個に応じた支援をすることができました。 ・保護者との合意形成のもと、適切な就学先の決定につなげることができました。	a	・各児童生徒の状態に応じ、児童生徒の様子を理解し、個に合った支援を確立していくとともに、医師や特別支援学校コーディネーター等の専門家と引き続き連携していきます。
○インクルーシブ教育システムの構築やユニバーサルデザインづくりの推進					
・インクルーシブ教育システムの構築に向け、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習環境や授業の改善を図ります。	・障がいの有無に関わらず、個に応じた指導や支援ができるように、必要に応じて、個別の支援計画を作成しました。	学教	・教職員の意識の高まりが見え、どの児童生徒にとっても学習しやすい教室環境となりました。	b	・ユニバーサルデザインについて、より理解が深まるよう、教職員に対して継続して指導していきます。

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

幼児から高齢者に至るそれぞれの年代において、相手を思いやる心、感動する心など、人権を尊重する意識を育て、差別のない社会を目指すため、人権啓発活動の推進を図ります。

学校においては、他人を思いやる心や公共の精神を養うため、特別の教科道徳を要とした心の教育やボランティア・福祉教育の充実を図るとともに、いじめや不登校、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組めます。

また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

- 施策 1 基本的人権を尊重する教育の推進
- 施策 2 人権啓発活動の推進
- 施策 3 心の教育の推進
- 施策 4 ボランティア・福祉教育の推進
- 施策 5 生徒指導・教育相談体制の充実
- 施策 6 児童生徒の健康の保持増進
- 施策 7 運動習慣の形成と体力向上の推進
- 施策 8 安全教育の推進と安全管理の徹底

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組					
令和5年度 取組状況・実績							
P38							
施策1 基本的人権を尊重する教育の推進							
○人権教育推進体制の充実							
小・中学校における人権教育全体に係る計画を整備し、その充実を図るとともに、児童虐待対応の中心となる教職員対象研修の充実を図る。また、家庭や地域の関係機関と連携を深め、児童虐待を防止します。			学教	- 各校の人権教育の指導計画が、系統的・計画的に児童生徒の人権意識の高揚につながるものとなりました。 - 県教育委員会の研修資料等を、全校で活用することで、学校内での共通理解を図ることができ、組織的に児童虐待防止に取り組み体制づくりを推進できました。	b	- 様々な人権課題の解決に向け、児童生徒の人権意識を高めるとともに、教職員に対しては指導力向上を目指した研修会を実施します。 - 各校が児童虐待防止に向けて共通行動のもとに組織的対応ができるよう、今後も研修を実施します。	
○学校教育及び社会教育における人権教育の推進							
小・中学校における人権教育研修会を実施し、教職員の人権意識の高揚を図るため、人権感覚育成プログラムの活用を図ります。			学教	- 各校において、人権教育推進委員会の研修内容を周知し、教職員の人権意識の高揚を図りました。 - 人権教育の指導計画に基づき、効果的な研修を行いました。	b	様々な人権課題を数年単位の計画で網羅できるとともに、各校の人権教育の指導者の育成に努めます。	
地域における人権教育推進者の育成のため、公民館ごとに行う公民館等における人権教育研修会（8回開催、延べ224人参加）を実施しました。			生学	多様な人権課題から講師や内容が検討され、人権意識の啓発を図ることができました。	b	多くの講座への参加を促進し、さらに家庭や親子で人権を考え、えていくことができるよう、「参加型」などの形式を取り入れられるとともに、周知方法を検討したりウェブでの参加申し込みを推進したりします。	

○男女共同参画社会の確立に向けた教育の推進				
・次世代を担う子供たちへの男女共同参画の意識づくりをするため、学校や家庭における男女の人権を等しく尊重する男女平等教育を推進します。	・全校で、人権教育の指導計画に男女平等教育を明確に位置付けるとともに、社会科や特別の教科 道徳をはじめとして、教科等横断的な視点で男女平等教育を実践する指導しました。	学 教 ・ 生 学	・人権作文や人権メッセージなどの実施をとおして、児童生徒の人権尊重を基盤とした男女平等の意識を育むことができました。	b ・各校の人権教育における男女共同参画に関する内容の位置付けと実践、人権教育研修会の内容のさらなる充実を図り、教職員 の意識啓発を行っていきま す。 ・幅広い世代に男女共同参画をテーマに人権教育を行うことができ るよう、今後も研修会を実施していきま す。

○人権教育啓発資料の刊行				
・人権教育啓発資料「ふれあい」、北本市人権教育推進委員会広報「けやき」、人権文集「じんけん」を発行します。	・家族で読める話や親しみやすい資料で構成した人権教育啓発資料「ふれあい」を23,900部を発行して全戸配布を行いました。また、児童生徒の人権作文を集めた人権文集「じんけん」を4,800部発行し、全児童生徒へ配布しました。	生 学	・成人対象の各種人権教育啓発資料を作成するとともに、児童生徒を対象とした人権作文を市民に配布することにより、市民の人権意識の啓発を図ることができました。	a ・昨年度は「けやき」を「ふれあい」に統合し、デザインを含めた編集に工夫を図りました。さらには人々の人権意識を啓発できると、様々な資料を参考に検討を重ね、発行いたしました。
○人権教育啓発講座の開催				
・市民自らが生涯を通じて学び、人権問題を正しく認識し、その解決に向けて努力をしていくことを目的にした市民対象の講座を実施します。	・生涯学習人権講座研修会（延べ155人参加）、生涯学習公民館等入権教育研修会（延べ243人参加）を実施しました。	生 学	・生涯学習人権講座研修会で、ヤングケアラー、障害のある人の人権、同和問題及び人権問題全般について、同和問題を開催し、「人権を意味した行動をとることの重要性を改めて考えました。」などのアンケート結果から、市民の人権意識の高揚を図ることができました。	a ・市民の関心が高い人権問題を取り上げられるよう、参加者の意見、感想を反映させながら、講座の内容を工夫して今後も実施していきます。
○北本市児童憲章「北っ子未来へのちかい」の普及啓発【※令和5年度重点項目】				
・小・中学校、公民館等に掲示し、市民への周知・啓発を行います。	・北本市児童憲章の周知及び市民の啓発を図るため、各小・中学校並びに中央公民館及び各地区公民館等において北本市児童憲章を分かりやすい場所に掲示しました。	生 学	・北本市児童憲章を各小・中学校の玄関や公民館等の公共施設の入口など分かりやすい場所へ掲示し、多くの方に憲章の周知を図ることができました。	b ・北本市児童憲章について、引き続き児童生徒のみならず、市民への周知・啓発に努めます。

施策 3 心の教育の推進

P40

○特別の教科道徳における学習指導の工夫【※令和5年度重点項目】

・私たちの道徳や彩の国の道徳など、各種資料を効果的に活用するとともに、教科化に伴い、話し合いの形態などを工夫することで、管えが一つでない道徳的課題について、一人一人の児童生徒が養達の段階に応じ、自分自身の問題と捉えて自身と向き合うための「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図ります。 ・授業の質的転換を引き続き図るため、各校で授業研究等に取り組むよう指導しました。 ・教材を効果的に活用し、道徳的課題について、多面的・多角的に考え、自分事として捉えることができるよう、授業改善に取り組ませました。	学 教	・各校において、全教育活動を通して道徳教育を推進し、授業研究にも取り組みました。	・学習指導要領の趣旨に沿って、道徳教育の一層の充実を図っています。 ・西小学校で実施中の道徳教育推進モデル校の取組を広めるとともに南部地区道徳教育研究協議会への参加を通して、各校教職員への指導力向上に努めています。
---	-----	--	--

○特別活動の充実【※令和5年度重点項目】

・心の教育を推進し、奉仕体験活動、文化芸術活動などの特別活動の充実を図り、児童生徒の感性を磨き、豊かな情操を養います。	学 教	・各行事、活動を年間計画に位置付け、児童生徒の情報を養う機会を確実に設けられました。	・特別活動を総合的な学習の時間や各教科との関連付けながら、カリキュラム・マネジメントを実施してまいります。
---	-----	--	---

○部活動運営と活動内容の充実

・支え合い、認め合い、高め合う人間関係と自主・共同の精神をはぐくむ、活力ある部活動の推進を図るとともに、より専門的な指導を補完でき、部活動の指導者を配置して、充実した部活動を推進します。	学 教	・効率的、効果的な部活動の運営を行うことができ、また、その結果を互いに健闘を認め合ったりすることができました。 ・指導者の配置により、より一層安全かつ専門性のある効果的な指導を行うことができました。	・今後もより効率的、効果的な運営方法の検討を進めるとともに、指導者を活用することで、生徒、教員、指導者が互いに支え合えるよう指導助言していきます。また、本市の実態にあった部活動の地域移行に係る研究をすすめてまいります。
---	-----	--	---

○体験的な学習等の推進					
	・豊かな心をはぐくむため自然体験や農作業体験、職場体験などの体験活動を推進します。	・児童生徒の豊かな心をはぐくむため、各校で学校ファームでの農作業体験、総合的な学習の時間における地域の方とのふれあい活動等を実施しました。	学 教	・地域の方の協力を得て、農業体験等を実施したことにより、農業や食及び職業に対して興味を持つ児童生徒がみられました。	・農作業の初期段階と収穫だけでなく、作物の成長過程にも目を向けた体験活動を実施します。
○北本ふれあい家族の日の取組の実施					
・10月第1土曜日を「北本ふれあい家族の日」と名付け、児童生徒から家族で取り組んだ作品、家族にまつわる作品を募集すること、家族のふれあいを深めたり、家族のあり方を考えたりするきっかけとします。	・北本ふれあい家族の日及び税に関する絵はがきコンクールの実施を通して、家族と一緒に考える機会を設け、家族のふれあいを深めたりするきっかけとします。	学 教	・北本市文化センター1階ロビーにおいて作品展を実施し、多くの方々に来場いただくことができ、親子で作品を観覧するなど、家族の絆を深める一助となりました。	b	・出品点数の減少がみられることから、夏休み前の周知を徹底し、特に標語部門への出品を働きかけます。
○こころの教育推進事業の実施（こころの授業）					
・小学校に教科や技能の専門的な経験や知識をもった非常勤講師を派遣し、専門的な授業や教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図ります。	・教科や技能の専門的な経験や知識をもった講師の選任を引き続き行い、小学校における専門的な授業を実践できるようにしていきます。	学 教	・教科や技能の専門的な経験や知識をもった講師の選任を引き続き行い、小学校における専門的な授業を実践できるようにしていきます。	b	・教員の指導力向上の観点からも、高い技能と豊富な経験、知識を待ち合わせた講師を選任し、小学校における授業や研修会を実施できるようにしていきます。
○彩の国教育の日の普及・推進					
・教育に対する関心と理念を深めるとともに、家庭・学校及び地域社会の連携の下に教育に関する取組を推進する「彩の国教育の日」の普及・推進に努めます。	・各校の実態に応じて内容等工夫し、「交流会」「音楽会」等を行いました。	学 教	・実施方法を工夫し「交流会」「校内音楽会」等を実施し、児童生徒同士の交流を深めることができたり、P、ICT機器等を活用して公開し、学校教育に対する関心と理解をいただくことができました。	b	・小中一貫教育をより推進する観点から、小・中学校が連携して行う取組を充実させるとともに、家庭や地域に対して開かれた学校づくりを目指します。

施策 4 ボランティア・福祉教育の推進

P42

○ボランティア・福祉に係る体験的教育活動の推進				
・児童生徒の発達の段階に応じ、乳幼児・高齢者・障がい者等との交流活動や施設訪問等をおとして、思いやりの心をはぐくみます。	・総合的な学習の時間等でボランティア及び福祉教育に関する体験的な授業を行いました。学校や地域の実態に応じて、車いす体験、点字体験等の学習を行いました。	学 教	・児童生徒の自主性や自発性が育ち、教育活動において、主体的に学習に取り組めるようになりました。児童生徒の社会性が育ち、ボランティア活動の意識が高まり、社会参画への契機となりました。	b
○関係団体との適切な連携				
・地域の福祉施設などの関係団体との連携により、福祉に関する体験活動の充実を図ります。	・各校が可能な範囲で、地域の福祉施設などの関係団体と連携し、車いす等を借りて、小学校で総合的な学習の時間の中で体験活動を実施したり、中学校では講師として招聘し講話を伺いました。	学 教	・福祉に関する体験活動を実施するため、地域の福祉団体と連携を図り、協力を得ながら進めることができました。	b
・児童にとって福祉について理解を深める有意義な体験であることから、この活動を継続していきます。				

施策 5 生徒指導・教育相談体制の充実

P43

○児童生徒・保護者等との信頼関係に基づく指導の充実

・いじめに対する組織的な防止対策及び対応の徹底を図ります。【※令和5年度重点項目】	・全校において、なかよしアンケート・学校生活アンケートを毎月実施しました。それを受けて、必要に応じ本人から聞きとりを行うとともに保護者に連絡をとり、家庭と連携を図りました。 ・任期満了に伴ういじめ問題調査委員会の任命を行いました。 ・いじめの認知から解消に向けた取組までの一連の流れについて、各校で共通理解を図り、組織対応ができるように、全校への周知や研修会の充実を図りました。	学教	・児童生徒や保護者等とのコミュニケーションを大切にするこにより、話しやすい居心地のよい学級、風通しのよい保護者との関係を築くことができました。 ・いじめ重大事態はゼロ件でした。	b	・北本市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、平時からいじめ問題に対するアンテナを高く持ち、初期対応に備えます。
・生徒指導の3機能を踏まえた校則及び生徒指導体制の見直しと実践【※令和5年度重点項目】	・児童生徒健全育成推進委員会において、校則等の見直しや見直しに向けた各校の取組について情報交換を行いました。 ・生徒指導体制の見直しを図るよう適宜全校への周知・徹底を図りました。 (時代の変化に対応するため令和5年度新規項目となっています。)	学教	・生徒と教師が相互に協議し、一部校則を変更するなど「生徒指導提要」に基づいた体制づくりを後押しすることができました。	b	・市内各小中学校において、校則等について見直す機会や場面を設定するよう、各学校へ指導・助言してまいります。

○教職員の共通理解に基づく組織的な不登校対策の推進【※令和5年度重点項目】

・中学校への学習支援室非常勤講師の配置及び活用	・市内3中学校に学習支援室を設置し、学校に登校することばできが、教室で学習することによる苦手の段階的な復帰を促しました。(市の喫緊の課題である不登校対応の一つであるため、令和5年度新規項目となっています。)	学教	・担任や教科担当教諭、さわやか相談室、スクールカウンセラー等と連携し、一人一人の実態に応じた支援を行うことができました。	b	・市内全ての中学校に学習支援室を設置し、生徒が学びたいときに、学べる環境づくりに努めてまいります。
・いじめ、不登校等の問題に対して、「どの子供にも」「どの学校、学級でも起こりうる」との認識のもと、全職員が共通理解・共通行動で対応し、その変容、見届けを大切にします。【※令和5年度重点項目】	・いじめ、不登校等の問題に対し、「どの子供にも、どの学校、学級でも起こりうる」という認識のもと、全職員が共通理解・共通行動で対応し、各校で実施している生徒指導委員会、教育相談部会及びさわやか相談室との連絡会の開催などを通して、問題解決に取り組みました。 ・毎月の欠席状況調査から児童生徒の状況把握に努め、組織全体の意識向上を図りました。	学教	・各校での生徒指導委員会の実施、年2回の教育相談推進委員会の開催、北本市配置のさわやか相談室との連絡会の実施等とおして、児童生徒の情報を共有し、職員間の共通理解・共通行動が図られました。 ・ICT機器等の活用も含めた新たな対応を検討する必要があります。	b	・いじめ、不登校等について、小・中学校の実態や児童生徒一人一人の発達の段階に応じ、個別の問題に対処していきます。

○教育相談体制の充実

・教育センターにおける学校生活になじめない児童生徒の教育相談、学習支援を推進し、学校での学習に復帰できるように支援します。	・教育センターのステップ学級において、児童生徒の学習支援を実施しました。	学教	学校へ登校できない児童生徒がステップ学級に通うなど、児童生徒の居場所として重要な役割を果たしました。	b	・今後も児童生徒の友人関係や教職員との良好な信頼関係が築けるよう、学習支援を実施していきます。
・生徒の不登校、いじめ等に早急に対応するため、中学校におけるさわやか相談員や、中学校に配置しているスクールカウンセラーの専門的な知識を活用し、教育相談活動を実施します。	・生徒の不登校、いじめ等に早急に対応するため、スクールカウンセラーを4人配置しました。 ・県費により4人配置しているスクールカウンセラーの専門的な知識を活用し、教育相談活動を実施しました。	学教	・不登校やいじめ等にかかわる児童生徒や保護者に対しての働きかけを迅速に、かつ、誠意をもって相談業務を行うことができました。	b	・さわやか相談員とスクールカウンセラーが連携した多面的なサポートを引き続き実施し、児童生徒が気軽に相談でき、よう教育相談を継続していきます。
・児童生徒の家庭、友人関係等における諸問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの活動を推進します。 <u>【※令和5年度重点項目】</u>	・児童生徒が抱える問題行動の背景にある福祉的諸問題の解決に当たするため、スクールソーシャルワーカーを2人配置しました。(相談件数合計1,653件)	学教	・問題を抱える児童生徒の対応について、教育と福祉の両面に対してスクールソーシャルワーカーが働きかけを行うことができました。	b	・学校教育と福祉の連携を図りながら取り組んでいきます。多くの関係機関の連携による多面的なサポートを引き続き実施していきます。

○義務教育9年間を見通した学校間連携の推進【※令和5年度重点項目】				
・中1ギャップを解消するために、小・中学校教員の連携・交流を深め、児童生徒理解を促進し中学校入学への不安の解消するとともに、中学生が憧れの存在として自尊心を高められるように支援します。	・中1ギャップ解消に向けて、小中一貫教育（学校4・3・2制）による兼務教員を活用し、小・中連携を日常的に実施しました。 ・発達の段階における課題解決や義務教育9年間を見通した教育課程の工夫、生徒指導等に特色を生かした取組を中学校区毎に実施しました。 ・児童生徒の交流を図るため、部活動体験等を実施しました。	学教	・小中一貫教育（学校4・3・2制）の研究として、各中学校区において研究主題を設定し、義務教育9年間を見通した教育課程の編成や、中1ギャップの軽減を図るの実践に取り組みました。	b ・引き継ぎ、各中学校区で効果のある取組を共有し、実態に合わせ児童生徒の自尊心を高める取組及び良い先輩・後輩関係を築く取組を推進していきます。
○校内指導体制の整備と関係諸機関との適切な連携				
・市内共通の生徒指導項目を定め、統一した生徒指導の基本を徹底するとともに、各校への支援を充実させます。 ・健全育成連絡協議会を開催し、学校同士の連携やPTA、地域、警察、児童相談所との連携を深めます。	・統一した生徒指導の基本を徹底するため、市内において共通の生徒指導項目を定めました。 ・生徒指導体制に係る共通項目を策定し、小・中学校間の生徒指導体制の共通理解を深めました。 ・児童生徒健全育成連絡協議会を年4回開催し、学校間における情報交換やPTA、地域、警察、児童相談所等と情報共有し、連携を深めました。	学教	・小中一貫教育の効果が表れ、生徒指導体制の連携を図ることができました。 ・児童生徒健全育成連絡協議会を定期的に開催し、各学校の状況や取組などの情報を共有することができました。	b ・学校で適切な初期対応や組織対応、そして児童生徒の確実な見守りができるように、各種研修会の内容の充実を図ります。 ・非行・問題行動が減少傾向にある中でも、更なる教育相談の充実を図るとともに、「積極的な生徒指導体制」を各校で構築し、対応できるように指導していきます。

施策 6 児童生徒の健康の保持増進

P45

○学校保健活動の充実【※令和5年度重点項目】

各小・中学校の保健計画を基に、学校保健委員会の充実、家庭や学校医等との連携を図りながら、基本的な生活習慣を確立するなど、子供たちの健康の保持増進のための組織的な活動を推進します。	- 各校の保健計画に基づき、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立や疾病予防等に努めました。 - 学校歯科医と連携のもと、学校歯科保健活動を推進し、児童生徒の歯・口の健康づくりに努めました。 - 各校の実状に応じて、学校保健委員会を開催し、健康課題について学校・家庭・学校医等で協議し、課題解決に向けた取組を実践しました。 - フッ化物洗口の実施を見送りました。	学 教	- フッ化物洗口は実施できませんでしたが、口腔内や健康の保持増進に対して、掲示物や保健だより、全校集会等において児童生徒及び保護者の意識を高めることができました。 - I C T活用が進み、目の健康が心配されるため、学校によっては目の健康をテーマに1年間保健指導に取り組んでいました。	b	- 組織的に健康の保持増進を図るため、各校が作成した保健計画の見直しと改善を図るよう指導します。 - 児童生徒が、自分の体や健康に関心をもち、適切に管理できる能力を養えるよう、健康診断等の結果を活用したり、保健の授業で指導したりしていきます。
保健教育を効果的に進め、子供たちが生涯をとおりて自らの健康を管理し、改善していこうとする実践力を育てます。	- 保健学習・指導に係る専門的知識の習得を図るため、県主催研修会資料等を活用し、保健教育の推進を図りました。 - 夏休みに教育委員会主催の講演会を開催し、児童生徒の食と健康、体力の関連についての教養を深める機会を確保しました。	学 教	教員を研修会に派遣して指導力向上を図り、各校の保健教育を効果的に進められ、児童生徒の健康の保持増進を図ることができました。	b	今後も各種研修会へ教員を派遣し、更なる指導力向上を図るとともに、各校での保健教育の充実に努めていきます。
○学校環境衛生の維持管理					
学校環境衛生基準等に基づき、各教室、飲料水、プール等における衛生の維持管理に努めます。	学校環境衛生の維持管理を図るため、各校で学校薬剤師の指導・助言のもと、検査項目を精査し、給食室検査・空気検査・ダニ検査を行いました。	学 教	学校環境衛生基準等に基づき、学校薬剤師の指導・助言のもと、給食室検査・空気検査・ダニ検査を実施し、学校環境衛生の維持管理を確実にかつ総合的に行うことができました。	a	学校環境衛生基準等に基づき、検査項目を精査し、給食室検査・空気検査・ダニ検査を実施し、学校環境衛生の維持管理を確実にかつ総合的に行うことができました。

○食育の推進					
・子供たちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し、朝食欠食をはじめとする食に関する課題の解消に取り組めます。	・各校で給食だよりを発行し、栄養バランスや規則的な食事・朝食の大切さ等を伝え、望ましい食習慣が身に付くよう児童・生徒や保護者への啓発に努めました。 ・栄養士部会による、食に関する啓発紙の発行や、早寝・早起き・朝ごはんに係る啓発、給食集会の実施など、各校で、朝食欠食ゼロに向けた活動を支援しました。	学教	・栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を生かして、授業や給食中等で食について指導することができ、組織的・計画的に食育を推進しました。 ・家庭へ向けて、学校給食委員会において、朝食の大切さを訴え、保護者の理解を深めました。	b	・朝食欠食に關し、引き続き家庭への啓発を行っていきます。 ・バランスよい食生活を実践できるよう、学校の教育活動全体で継続的に取り組み、家庭との連携をさらに強めていきます。
・栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭等の専門性を活用し、食物アレルギー対応メニューの整備とアレルギー対応研修会の実施により、対応と体制づくりの共通理解を図るとともに、食育の充実を図めます。	・全校栄養士配置により、学校給食での食物アレルギー対応を実施でき、また、該当児童・生徒の保護者と学校との面談により、情報・対応の共有化を図りました。 ・埼玉県中央広域消防署と連携し、該当児童・生徒の情報共有を行い、万が一の事態に適切に対応できるようにしました。 ・食物アレルギーに関する研修会を実施し、講師を招いて講演をいただいたき、食物アレルギー対応について理解を深めることができました。	学教	・学校給食における食物アレルギー対応について、各校で共通認識に基づき対応メニューを整備・改善を進めるとともに、研修会を実施し、学校での食物アレルギー対応の充実を図ることができました。	b	・学校給食における食物アレルギーについて、市主催の研修会を継続実施していきます。 ・食物アレルギー対応面談等を全校において継続実施し、該当児童生徒の情報を埼玉県中央広域消防署と共有していきます。
・学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業研究会や研修会の充実に努めます。県教育委員会等が開催する講習会等へ職員を派遣します。	・県教育委員会等が開催する講習会等へ職員を派遣しました。 ・各校においても可能な範囲で研修会を実施しました。 （市教育研究大会において研究授業実施：各校1名ずつ参加）	学教	・県内の授業研究会等の資料をもとに情報共有すること、教員の指導力向上を図ることができました。	a	・各校において、引き続き学校教育全体で食育を計画的に取り組むよう、指導していきます。
・保健学習や保健指導の充実を図り、手洗いや給食着着用など衛生習慣確立の徹底を図ります。	・児童生徒の身近な生活における健康・安全に関する基礎的内容の理解を深めるため、各校で年間指導計画に基づく保健学習を進めました。また、健康な生活への理解を深め、正しい行動様式を身に付けるため、各校で年間指導計画に基づく保健指導を進めました。	学教	・自身の体や環境を清潔で衛生的に保つ等、保健学習や保健指導で学習した内容について、教科横断的に他教科や給食指導でも実践することにより、衛生習慣の確立を図りました。	b	・衛生習慣の確立を図るため、今後は各種便りや学校公開日等を活用しながら家庭との連携を密に図るよう努めます。
・給食主任部会や学校栄養士会をとおして、学校給食における地産地消を推進し、食と農に対する関心を高め、食文化への理解を深めます。 【※令和5年度重点項目】	・献立の工夫等により埼玉県産や北本産食材の使用割合を高めるよう取り組み、児童生徒一人あたりの地場産食材使用量が令和4年度の1.86kgから令和5年度は2.28kgへと0.42kg増加しました。 ・彩の国ふるさと学校給食月間（6月・11月）を中心に地場産メニュー（北本トマトカレー等）を提供するとともに生徒による校内放送等を行い郷土や食への関心と理解を深める取り組みを実施しました。 ・生産者を招いて一緒に給食を食べ、地場産野菜について理解を深める「生産者招待給食」を実施しました。	教総	・コロナ禍で中止となっていた「生産者招待給食」を3年ぶりに開催することが出来、生産者とのふれあいを通して、児童生徒の「食と農」への関心を高め、郷土を愛する心を育むことが出来ました。	a	・物価高騰による価格の問題や必要量の安定供給の確保といった課題はありますが、引き続き生産者団体等と調整を図り地産地消の取組みを進めてまいります。
・学校給食衛生管理基準に基づく学校給食施設及び設備の衛生管理に努めるとともに、安全な食材の提供に努めます。 【※令和5年度重点項目】	・学校給食調理従事者の衛生管理に対する意識啓発を図るため、オンラインによる衛生講習会を実施し、衛生意識の向上を図りました。	教総	・学校給食法第9条の「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食の調理従事者（栄養士・調理員等）の細菌検査及び衛生講習会等を実施し、衛生管理体制の徹底化と意識啓発を図るとともに、児童生徒に安全な給食を提供することができました。	b	・調理従事者の衛生管理に関する知識向上を図るため、引き続き衛生に関する研修会等を実施し、安全な給食の提供を行います。 ・令和6年度については、県担当者、保健所担当者を講師として研修会を実施予定です。

○性に関する指導の推進					
・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への研修の実施や情報提供などにより、子供たちの心と体のバランスに配慮した性教育に努め、性感染症の理解や予防、適切な行動選択への意識啓発を図ります。	・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への情報提供や研修の実施などにより、児童生徒の実態に応じて、心と体のバランスに配慮した指導を計画的に行うことができました。	学教	・体育主任会や学校保健担当者会議等で県の指導内容を伝達し、各校で児童生徒の実態や発達^①の段階に応じた性に關する指導を進めました。	b	・指導力の向上を図るため、引き続き学校保健担当者の研修会への積極的な派遣を進めていきます。
○喫煙、飲酒、薬物乱用・スマホ依存防止教育の推進					
・喫煙、飲酒、薬物乱用防止等に関する啓発資料の活用等を図り、教職員の意識啓発に努めます。	・各校の実態に応じて非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催しました。小学校からの保健学習に加え、体験的な学習を取り入れることで、児童生徒の理解をより深めることができました。また、地域、保護者への公開を呼び掛け、保護者等への理解も深めることができました。 ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する視聴覚教材（教育ビデオ・DVD等）の学校貸出について整備・周知しました。	学教	・各校で薬物乱用防止や非行防止について指導すること、で、喫煙、飲酒、薬物乱用は健康を害するということが意識を児童・生徒に持たせることができました。	b	・喫煙、飲酒、薬物乱用防止について、保護者や地域の方へもリーフレット等を配布するなど啓発を積極的に行うとともに、公開すること、で学校・保護者、地域と連携を図ります。
・保健学習を中心に、一方的な知識の伝達ではなく、主体的・対話的で深い学びとなるような指導を推進します。	・児童生徒の興味・関心を引き出すことができる分かなりやすい資料、視聴覚教材、体験的活動を取り入れるなど個別最適な学びや協働的な学びを促す指導方法の工夫を行うことで、児童・生徒が自身の課題として捉え、主体的に学習に取り組むことができるようになりました。	学教	・授業において児童生徒の興味関心を高める工夫を取り入れ、児童・生徒が自身の健康について主体的に考え、他と意見交換をし、今後の生活に生かすことができました。	b	・教職員の一方的な知識の伝達にならないよう、ICT機器等を活用し、児童生徒が自らの考えを他者と共有し、学びを深めるための指導の工夫改善を図ります。
・児童生徒の発達の段階に応じて、学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、効果的な薬物乱用防止教室を実施します。	・各校において埼玉県警の非行防止指導班（あおぞら）や保健所の薬物乱用防止指導員等を講師として、薬物乱用防止教室及び非行防止教室等を実施しました。小学校では主に高学年を対象として、中学校では全校生徒を対象として行われました。	学教	・各校で実践している薬物乱用防止に關わる集会に、保護者・地域への参加呼びかけを行い、広く啓発を行いました。	b	・引き続き薬物乱用教室に保護者・地域の方への参加を呼びかけ、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の薬物乱用防止に取り組めるよう指導していきます。

施策 7 運動習慣の形成と体力向上の推進

P47

○児童生徒の体力向上の取組

児童生徒一人一人の体力向上目標を設定するなどして、主体的に運動に取り組ませるとともに、学校・家庭・地域が連携し、体力向上に取り組みます。	- 新体力テストの結果から各校で目標を設定し、体力向上のための具体的な取組を行いました。 - 小・中学校で体力向上推進委員会を新体力テストをもとに課題を設定し、学校で課題解決に向けた研究を行うことで、児童生徒の体力向上に努めました。	学教	- 各校の実情に応じて、児童生徒の体力の保持・増進に向けた取組を実践してきました。 - 保護者へ体力プロフィールを返却することと、家庭でも体力向上に向けて関心を高められるようにしました。	b	- 小学校高学年や中学校では、授業の中で運動好きな児童生徒の育成に努め、体力向上を目指します。 - 児童生徒の体力向上に向けた継続的な取組を推奨し、家庭・地域と連携して実施していきます。
--	---	----	--	---	--

○学校体育の充実【※令和5年度重点項目】

各校の体力向上推進委員会において、児童生徒の体力の現状と課題を明確にするなどにも、具体的な解決策を検討・実践し、検証及び改善に生かします。	- 各校において、新体力テスト結果をもとに自校の課題を分析し、課題解決に向けた体力向上のための取組を行いました。 - 次年度以降の教職員の資質向上のための参考資料とするため、各校の体力向上に係る実践を取りまとめ、配布、活用しました。	学教	体力向上推進委員会を活用し、各校の取組を充実させるとともに、研究推進校の研究発表表や授業研究会における効果的な取組について共有することで教員の指導力を高め、児童生徒の体力の向上を図ることができました。	b	引き続き、児童生徒の体力の向上を図るため、新体力テストの結果を基に、児童生徒一人一人の伸びを確認するとともに、これまでの取組の検証を行っています。
各校の体力課題を明確にし、体力向上のための研究実践を推進するとともに、その取組や成果について市体力向上推進委員会で共有し、各校に広めます。	- 各校の実践の情報共有を図るため、市体力向上推進委員会を開催しました。(2回) - 市体力向上推進委員会において、効果のある取組を共有し、各校において積極的に活用するよう指導しました。	学教	新体力テスト結果をもとに、各校で体力分析・実態把握をさせたことで、今後の課題解決に向けた効果的な取組をすることができました。	b	各校で体力課題を明確にし、課題解決のための良施策を授業等で講じ、児童生徒の体力向上と運動に対する意欲向上を図ります。
体育の授業研究会の研究結果を活用するとともに、教員の専門的な指導力を高めるための講演会や講習会を充実します。また、県教育委員会等が開催する講習会へ教職員を派遣します。	- 各種実技講習会へ教職員を派遣しました。 - 市体力向上推進委員会にて講演会を実施し、教員の指導力向上を図りました。 - 演題：児童生徒の体力課題と指導方法について - 講師：学校法人都築学園日本薬科大学特任教授 - 演題：成長期のこどもの食事 - 講師：学校法人都築学園日本薬科大学教授	学教	- 県内の授業研究会等の資料をもとに情報共有し、教員の指導力向上を図りました。また、学習指導要領を見据えた各校における体育運営計画を立案する助けとなりました。 - 講演会を通して、児童生徒の体力についての理解を深めることができました。	b	今後も、実施される各種研修会へ教員を派遣し、教員の指導力を向上させるとともに、講演会を実施するなどして各校における児童生徒への指導の充実を図ります。
武道などの体育授業に地域の人材を活用し、専門的な技術指導の充実を図ります。	宮内中学校において、北本市剣道連盟の協力のもと、中学校の保健体育科授業において武道指導を行いました。	学教	専門的な技術をもった講師に指導を受けることにより、生徒の技能の向上、安全な授業の実施することができました。	b	剣道連盟との連携を密にし、今後も各中学校の武道の授業の安全性を確保し、効果的な指導が行えるよう努めます。

	・市内中学校を対象に学校水泳指導民間委託事業を実施し、安全かつ効果的な指導の充実を図ります。	・民間水泳施設の休館日を利用して、市内全中学校にて水泳指導民間委託事業を実施いたしました。（各学年年間４回実施）	学教	・専門的な知識をもつインストラクターの指導により、個に応じた技術の習得をさせることができました。 ・今年度の計画を再度検討し、次年度の確実な実施へつなげていきます。（泳力の伸びを感じた生徒の割合87%）	a	・全中学校生徒を安全かつ効果的に指導することで泳力を向上させるとともに、運動の楽しさを感じさせていきます。	
○体育的活動の充実及び外遊びの奨励							
	・体を動かす心地良さや友達と交流する楽しさを実感できる体育的活動を充実させるとともに、休み時間の外遊びを奨励します。	・全小学校の６年生が参加する球技大会（バスケットボール・５月）、体育大会（陸上競技・１０月）を実施しました。 ・持久走大会など、各校の実態に応じて体育的行事を実施しました。 ・各校の実態に応じて休み時間の外遊びの奨励をしました。	学教	・体育的行事を通して、全小学校の６年生がスポーツに親しみながら、体を動かす心地よさにふれ、仲間と交流する楽しさや競い合う楽しさを味わうことができました。 ・各校の取組により、児童生徒の運動に親しむ場や機会が増えました。	b	・各校において、体育的活動の充実や外遊びの奨励を継続していくとともに、運動好きな児童・生徒の育成に努めます。	

○運動部活動の充実						
・中学校運動部活動の指導の充実を図るために、外部指導者を活用するとともに、運動部活動の顧問を県教育委員会等主催の実技指導者講習会に積極的に派遣します。	・各中学校の部活動に対して、専門的機能を有する地域の人材を外部指導者として派遣し、教育活動の一環として顧問教師の指導に対する技能面での援助を行います。 (外部指導者25人)	学教	・各中学校において積極的に部活動外部指導者を活用することができ、顧問教員に対し技術面での援助ができ、部活動指導の充実を図りました。	b	・部活動の指導の充実を目指し、今後とも外部指導者の活用を図るとともに、部活動指導員の活用に関しても調査・研究を進めていきます。	
・学校の実態などに応じて、近隣の学校と合同で運動部を組織する複数校合同部活動の取組を支援します。 【※令和5年度重点項目】	・生徒が短時間で集中して部活動が行えるよう、効果的な指導法についての情報提供を行いました。	学教	・「北本市の部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の効率的、効果的な取組について情報共有することができました。	b	・部活動の取組について今後とも検討を続け、拠点校部活動を含めて部活動がより効果的なものになるよう努めていきます。	
・各中学校において、小学校6年生の部活動体験を実施し、児童の部活動に対する関心及び意欲を高めます。	・部活動体験及び部活動見学会は、学校の実情に応じて、工夫をしながら実施しました。	学教	・各校が連携し、可能な範囲で計画的に部活動体験等を実施することができました。	b	・計画的及び効果的な実施を目指し、各校において継続して実施していきます。	
・北本市の部活動の在り方に関する方針に則り、中学校部活動の適切な運営を目指し、支援します。	・部活動は方針に沿って適切に実施しました。	学教	・教員の負担軽減を考慮し、より効率的に部活動を実施することができました。	b	・北本市の部活動の在り方に関する方針に則り、部活動が適切に運営されるよう支援に努めていきます。	
・学校や地域の実情に応じた部活動地域移行の研究・推進【※令和5年度重点項目】	・部活動検討委員会を年間2回開催し、本市の部活動の現状と将来性について確認し、部活動地域移行に向けた協議を行いました。 (令和5年度新規項目)	学教	・「拠点校部活動実施要綱」を設定し、部活動地域移行に向けた準備を進めました。	b	・部活動地域校を実現するため保護者・子供・教職員・地域の方々への中長期的な丁寧な説明に努めていきます。	
○児童対象の運動教室の開催						
・器械体操や陸上競技、水泳等の専門家を講師に招き、児童の運動に対する興味・関心を高めるとともに、技能等の基礎・基本の定着を図ります。	・市内小学校3年生から5年生を対象として「投げて打って〜だれでも楽しめる！！〜ベースボール体験」を実施しました。 講師：埼玉武蔵ヒートベアーズ選手	学教	・プロ野球選手からの専門的な指導により、児童の興味・関心を高めることができました。また、投げる運動技能の向上を図ることができました。	b	・今後とも内容を検討し、本市の児童の体育的活動の課題に応じた専門家を講師に招き、運動教室を実施していきます。	

施策 8 安全教育の推進と安全管理の徹底

P49

○交通安全の推進

・通学路の安全点検と学校ボランティア等と連携した登下校時の安全指導、定期的な安全点検をはじめ、保護者と連携しての点検等をきめ細かに実施し、改善します。	・各校で通学路の合同点検を実施するとともに、当該点検で確認した改善すべき箇所について、現場の状況確認を行った上で関係部署と連携し、対策を計画して可能な箇所から改善を図りました。	学 教	・スクールガード・リーダーと連携しながら、各小学校の通学路の安全を再確認するとともに、児童及び教員の安全に対する意識を高めることができました。	b	・青色回転灯装備車両による下校時間の安全パトロールを計画的に実施し、児童生徒の見守りを強化していきます。
・通学路を含む児童生徒の身近な地域安全マップを作成し、授業で活用することにより、地域の状況を再確認し、交通安全の意識を高めます。	・児童生徒の交通安全の意識の向上を図るため、各校において地域安全マップを毎年見直しを図り、安全な登下校へとつなげました。	学 教	・各校で安全マップの見直しを図り、危険箇所を児童生徒に周知すること、事故防止と危険予測の意識を高める事ができました。	b	・交通安全教育を着実に推進し、交通ルールの遵守とマナーを重んじる心を育んでいきます。
・児童生徒が自転車の正しい乗り方や走行について学ぶため、スケアード・ストリート教育技法等による自転車安全教室や交通安全教室を実施します。	・自転車の正しい乗り方等を学習するため、各小学校で自転車安全教室を実施するとともに、各中学校では自転車登校の生徒を対象に、安全点検や交通安全指導を実施しました。また、危険を予測・察知するため、動画や写真を用いた授業を展開しました。中学校を対象としているスケアードストリート教育技法による自転車安全教室については東中学校で実施しました。	学 教	・交通安全教室等で学んだ内容を日常的に指導し、児童生徒の交通安全に対する意識を高めました。	b	・自転車のヘルメットの着用についてさらに指導をしながら、自転車の安全強化を図ってまいります。
・児童の声による下校放送を継続・充実させ、児童自身及び地域の安全に対する意識を高めます。	・くらし安全課と連携し、児童の声による下校見守りのお願い放送を計画的に実施しました。	学 教	・計画的に実施すること、交通安全に対する児童の意識を昨年度同様、高めることができました。	b	・児童の声による下校見守りのお願い放送を計画的に実施し、児童及び地域の方への安全に対する啓発を引き続き行っていきます。
・事故発生リスクA.I.予測サービスの活用による通学路の点検・見直し	・市内各小中学校において、通学路の見直しや点検等を実施する際、交通事故発生リスクを表示した地図等を提供し、児童生徒の交通事故未然防止に努めました。	学 教	・これまでの見方とは異なる視点で通学路の見直しや点検等を実施することができました。	b	・市内各小中学校や関係課と一層の連携を強め、児童生徒の交通事故0（ゼロ）につなげていきます。

○防災教育の推進						
	・災害時に適切な行動を取ることを目指し、避難訓練を充実します。	・災害時に適切かつ安全に避難できるよう、各校で避難訓練を実施しました。	学 教	・各校で避難訓練を実施すること で、災害時に迅速かつ安全に避難す る意識が高まりました。	b	・児童生徒が災害時に避難する 場合の避難経路の確認と避難方 法について、あらゆる場面を想 定して実施していきます。
	・北本市危機管理指針との整合性を 図り、様々な災害を想定した防災マ ニュアルの見直しと充実を図りま す。	・各校において、児童生徒が帰宅困難な場合を想定した対応や竜 巻や雷雨等の緊急災害における対応を確認するとともに、その対 応の見直しを図りました。	学 教	・児童生徒が帰宅困難な場合を想定 した対応や保護者への引き渡しを確 認することとで対応についての見直し を行うことができました。	b	・各校の防災マニュアルの見直しを 継続実施し、災害の現場にかか わらず、自助・共助の精神を育 てていきます。

○生活安全の推進					
・教職員等の危機管理意識を高めるため、定期的な研修や掲示物等のユニバーサルデザイン化を行い、非常時における適切な判断・行動ができるよう指導します。	・教職員の危機管理意識を高めるため、各校の安全教育担当者を中心とし校内研修を実施しました。	学教	・各校の課題を明らかにし解決に向けて検討することと、教職員の危機管理意識を高めることができました。	b	・今後は各種研修会へ教員を派遣し、各校において、その内容を生かした安全教育がより推進できるような努めていきます。
・防犯教室の実施により、緊急時における教職員及び児童生徒の対応を指導します。	・児童生徒及び教職員の防犯意識の向上を図るため、各校において、県警察本部や管内警察署に協力を得ながら、防犯教室を実施しました。	学教	・昨年度同様、定期的に研修を実施することと、教職員の危機管理意識を高めることができました。	b	・今後とも警察等と連携し、児童生徒と教員の防犯意識、危機管理意識を高めるよう努めていきます。
・施設設備の点検・改修を行うとともに、危機管理マニュアルの作成と見直しを行います。 【※令和5年度重点項目】	・各校で「危機管理マニュアル」を見直し、それに基づき、毎月、施設設備の安全点検を実施（打診や視診等）することと、修繕の必要箇所を早期発見に努め、児童生徒が安心して生活できるようにしました。	学教	・各校において危機管理マニュアル見直しを図りました。	b	・教育総務課と連携を密にし、各校の施設設備の点検・改修を計画的に実施できるような情報共有していきます。
・不審者対応等、学校・家庭・地域が連携した児童生徒の安全確保を徹底します。	・不審者情報があった際、各校にFAX等で連絡し、各校からのメール配信により保護者へ情報提供・周知を行うよう指導しました。また、不審者情報が入り次第、速やかに青パト（青色回転灯装備車両）によるパトロールを実施しました。	学教	・青色回転灯装備車両による定期的な見回り活動を行い、市内の安全情報をキャッチアップすることができました。	b	・不審者情報の共有や青色回転灯装備車両での見守りを継続し、児童生徒の安全を守る活動を継続します。
・あんしんまちづくり学校パトロール隊（スクールガード）の活動を推進します。	・各小学校にスクールガード・リーダーを1人配置するとともに、児童生徒の安全確保のための情報共有を行いました。また、各校の教職員と保護者・地域の方で児童生徒の登下校の見守りを計画的に行いました。	学教	・地域や保護者と連携し、校区内をパトロールすることと、学校・家庭・地域が連携して児童生徒を見守る体制を整えられました。	b	・研修会を開き、学校安全担当者との意見交換を行います。
・通学路の指定、帰宅が遅い時の安全確保などの児童生徒への指導を徹底します。	・児童生徒の登下校時の安全確保のため、各校で家庭や地域の協力のもと、安全点検を実施しました。 ・各校において、各学期の始業式や終業式で、安全指導に関する指導を必ず入れ、児童生徒の登下校時の交通安全や防犯意識の啓発を図りました。	学教	・点検結果について学校でとりまとめ、危険箇所等について改善を図ることができました。 ・各校において安全指導の徹底を図ることができました。	b	・通学路を中心に安全点検を継続実施し、改善に努めます。

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

各小・中学校のホームページ等を利用した情報発信や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の効果的な活用により、地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりを推進するとともに、教職員研修の一層の充実、人事配置の改善、人事評価制度の活用等を図ることにより、一人一人の教職員の資質の向上や総合的な学校力の向上を図ります。

また、学校施設をはじめとした、安全で快適な教育環境の整備を推進します。
さらに、幼稚園・保育園・小学校及び小・中学校の連携や小中一貫教育、また、小中高連携事業（K I S E P）を推進し、子供たちの幼児期から義務教育9年間を見通した教育活動を行います。

施策 1 小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進

施策 2 地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進

施策 3 教職員の資質の向上

施策 4 教育環境の整備・充実

施策 5 学校経営の改革推進

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組					
施策1 小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進							
○小中一貫教育（学校4・3・2制）に係る教育活動の推進【※令和5年度重点項目】							
・小・中学校において、小学校1～4年の4年間、小学校5・6年と中学校1年の3年間、中学校2・3年の2年間をくくとりとしたそれぞれの発達段階に応じた教育活動を柱に、9年間を見通した教育課程を編成するとともに、児童生徒の交流などをおし、中1ギャップや発達の違いの早期化に対応する施設分離型の小中一貫教育を推進します。		・各中学校区毎に研究体制組織づくりを充実させ、交流行事、一部の授業形態の小・中統一化、教室掲示の統一化等、各校において特色ある研究主題を設定し、小中一貫教育をさらに推進しました。 ・校区毎の合同研修会や小・中学校教員の相互授業等支援を実施しました。それらの特色を義務教育9年間を見通した教育課程の工夫、生徒指導等に生かしました。	学教	・各中学校区での児童生徒の交流をはじめ、教職員合同研修や研究、兼務教員による授業や相互授業参観等を重ねたことで、学級満足度調査で全学年が全国平均を上まわる結果が得られ、小中一貫教育（学校4・3・2制）の取組の成果が確認できました。	a	・各中学校区で成果の出た取組をさらに深化できるように、各校の実態に合わせて市内全体で共有し、精査した取組を推進していきます。	
○学校4・3・2制推進非常勤講師の活用							
・小学校1～5年生における35人程度学級を行うことにより、少人数学級によるきめ細かな指導を行うとともに、小学校5～6年生において教科担任制を導入し、学力向上や「中1ギャップの軽減」等を図ります。		・小学校全校と中学校2校に非常勤講師を配置し、小学校5・6年生における教科担任制を実施することで学力向上を図るとともに、小・中学校教員が相互に乗り入れ授業等を実施し、生徒指導上の課題解決や中1ギャップの軽減に努めました。	学教	・きめ細かな学習指導や個に応じた指導が実現し、児童の規律ある態度の育成や学力向上を図ることができました。	b	・今後も講師を活用することと学校4・3・2制の推進するとともに、県の加配教員を活用しながら少人数授業やティームティーチング等の指導法工夫改善に努めていきます。	
○幼児小連携及び小中高連携（KISEP）等、異校種間連携の推進							
・幼稚園・保育園（所）・小学校間の連携を深めることにより小1プロブレムの解消を目指したり、KISEPの活動をおし、小・中学校と高等学校との連携を図ります。		・幼児小連携教育を推進し、小学校教員による保育参観を実施しました。 ・中丸小と北本高校との交流事業（あいさつ運動・授業支援を実施しました）。 ・中学校において、北本高等学校教員による出前授業を実施しました。また、高校生が小学校の教室で授業支援を行う「まなびあ交流」を実施しました。	学教	・小・中学校と高校の実態に応じて交流を行いました。異校種間の連携を進め、双方にとって教育的効果を上げることができました。	b	・一部の教員の担当とならないよう教職員が一体となって連携を図ったり、各校の実態に応じて重要性和有用性を啓発、働きかけをしたりしていきます。	

施策 2 地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進

P54

○教育課程の積極的な公開と学校・家庭・地域が一体となった教育の推進					
・教育課程の計画・実施・評価の段階を積極的に公開し、学校としての説明責任を果たします。	・各校において、学校運営協議会を開催し教育課程の公開を行うとともに、学校評価をとおして教育課程の計画・実施についての評価を行い、その評価結果を公開しました。	学 教	・児童生徒、家庭、地域の実態に合った教育課程を各校で計画し、保護者や地域の理解を得ながら教育活動を実施できました。	b	・保護者や地域への情報の積極的な公開とともに、連携・協働の観点からも「地域とともにある学校」の実現に向け、よりよい教育課程の編成について指導していきます。
○学校・地域の特色を生かした学力向上・生徒指導対策の推進					
・「社会に開かれた教育課程」、地域に開かれた学校づくりのための教育環境を整えます。 ・豊かな心をはぐくむための体験活動の充実を図ります。	・各校において、学校応援団との連携を図り、教育活動に地域の教育力を取り入れる取組を行いました。 ・学校だより等を地域に配布・回覧し、学校の運営方針や教育活動を積極的に発信しました。	学 教	・各小・中学校とも学習指導要領に則り、創意工夫しながら、学校応援団との連携を図り、開かれた学校づくりを行うことができました。	b	・「社会に開かれた教育課程」の推進に努め、カリキュラムマネジメントのもと、地域の力を学校の教育活動に生かしていきます。
○ホームページ等を利用した情報発信の推進					
・保護者や地域に対して学校の活動に係る情報を、ホームページ等を利用して積極的に発信し、学校運営の改善につなげます。	・各校のホームページに学校の情報や児童生徒の活動状況について掲載し、積極的な情報発信を行いました。 ・学校だよりや学年だより等の定期的な発行を促し、保護者や地域に情報発信を行いました。	学 教	・学校公開を工夫して行うとともに、ホームページや各種たよりによる積極的な情報発信を促しました。これにより、家庭や地域との共通理解を図りながら教育活動を行うことができました。	b	・今後も、時代やニーズに合った情報発信の在り方を検討しながら、ホームページの充実も図っていきます。
○コミュニティ・スクールの研究・推進					
・「地域とともにある学校」の実現に向け、学校運営協議会において学校・家庭・地域が総掛かりで当事者意識をもって取り組めるよう熟議を重ね、新しい時代に求められる学校教育の充実と発展を図ります。	・各小・中学校において、年間 5 回程度（書面開催を含む）学校運営協議会を実施し、学校・家庭・地域で目指す児童生徒像を共有し、課題等について協議・議論を重ねました。 ※石戸小・西中は合同開催 ・各校の管理職及び学校運営協議会委員を対象に、北本市コミュニティ・スクール研修会を実施しました。	学 教	・学校運営協議会を計画的に実施し、各委員から学校の教育活動について意見や助言をいただくことができた。	b	・全校においてコミュニティ・スクールを推進するため、先行導入校の取組を全校で共有し、よりよい在り方や進め方を引き続き検討していきます。

施策3 教職員の資質の向上

P55

○教職員研修の充実					
・各校の教職員間での研修を推進し、教職員相互の連携と指導力を高めめます。	・小中一貫教育により小学校教員が中学校に、中学校教員が小学校に兼務することとで、校種間の交流の中で教職員の相互連携と指導力を高めることができました。 ・各中学校区での小中一貫教育（学校4・3・2制）に係る合同研修会を実施し、指導力向上の一助となりました。	学教	・各中学校区で児童生徒の学習状況を把握し、課題を共有することとで、9年間を見通した系統性を意識した授業を展開することができました。	b	・中学校区での研究を進めることで、学区内の児童生徒の実態にあわせた課題を発見し、解決のために小中学校向教員が協同して研修できるように努めます。
	・若手教職員研修や教員のライフステージに応じた研修など、教職員の年齢や経験に応じた研修を充実させ、指導力の向上を図ります。	学教	・教職員の指導力と資質向上を図るため、若手教員のための教師力ビルドアップセミナーを実施しました。学校教育における重要な課題について、様々な角度から研修を行いました。	a	・今後も人材育成の観点から、教員が苦手意識を感じやすい分野に関する研修を計画・実施いたします。
	・市立教育センターにおける教職員対象の各種研修会の充実を図ります。	学教	・生徒指導教育相談中級研修会を実施しました。 ・北本教育「学びビジョンプロジェクト」研究（年間5回実施）を実施しました。今年度は特別支援教育について研究をしました。	b	・子供の実態に応じた指導、興味関心を高める教材開発、教員の指導方法の工夫・改善を重視した研修を実施していきます。
○教職員の人事交流の推進					
・広域のかつ計画的な人事交流や兼務により、教職員の視野を広め、職務経験を豊かにすることで、魅力あふれる学校づくりを推進します。	・学校運営の活性化と教職員の資質の向上を図るため、当初人事方針に係る計画を定め、他市町と積極的に広域的かつ計画的な人事交流を実施すると共に、英語専科や小中一貫教育等に係る兼任教員を配置しました。	学教	・人事方針に基づく計画的な人事交流推進、兼務発令の充実により、教職員の資質向上と学校運営の活性化をより一層図ることができました。	b	・退職者や再任用教員が増加していることから、今後の教職員の年齢構成等に十分配慮した上で、人事交流を積極的に推進します。

○校内における教職員間の学びあい研修、学びジョーン研修の推進					
・学びジョーンプロジェクトにより、ベテラン教職員を手本とした若手教職員への教育技術の伝承を推進する。	・学びジョーンプロジェクトは、特別支援教育に焦点を当て、ベテランと中堅・若手、特別支援学級担当と通常学級担当とが積極的に関わり合い、情報共有を深め、最終回ではグループごとにテーマを設け発表会を行い、市内教員に披露しました。	学教	・学びジョーンプロジェクトの実施報告を全校で共有し、成果を市内に広め充実を図ることができました。	b	・新しい時代に求められる教職員の資質・能力の向上に向け、引き続き学びジョーンプロジェクトを効果的に推進していきます。
○働き方改革の推進及び教職員事故防止の徹底【令和5年度重点項目】					
・教職員事故絶無を目指し、研修会の実施やスタッフカード作成等の啓発活動を行い、意識の向上を図ります。	・全校において、ＩＣカードによる客観的な方法による在校時間の把握を行い、市教委において集計した個票をフィードバックすることにより、各教職員に各自の在校時間を意識させました。	学教	・各校独自の工夫した取組や教育委員会の取組を行ったが、月あたりの勤務時間外在校時間が４５時間以下の教員が、小学校では月平均約１ポイント減少して約７２％に、中学校では増減なしの約５３％となり、大幅な成果を得ることができました。	b	・在校時間の正確な把握に努め、業務を整理し、教職員に在校時間に係る意識を高めることで、子供と向き合う時間が確保できるように努めます。
・教職員の倫理確立に係る委員会を活性化させ、実効性を高めます。	・教職員の意識の向上を図るため、教職員事故防止強化期間を設け、各校で研修会を実施しました。（４月全校実施、教職員３２２人参加） ・倫理確立に係る委員会でも事故防止チェックリストを活用し、教職員事故防止の啓発活動を行いました。	学教	・教職員事故防止研修会や倫理確立委員会を中心に、事例をもとに事故防止の取組を実施することで、教職員の意識向上を図ることができました。	b	・教職員事故絶無を目指し、教職員一人一人の当事者意識を高め、教育公務員としての自覚をもった行動を促すための取組を継続していきます。
○学校衛生管理の充実					
・衛生推進者の資質の向上を図るとともに、教職員の健康診断結果への適切な指導し、心身の健康管理に努めます。	・管理職及び教職員へ心の健康について意識づけするため、県からの資料を各校へ適宜情報提供しました。 ・各校において、学校医（健康管理医）と連携を図り、教職員の健康診断結果から適切な指導を受けられる機会を設定するとともに、悩みを共有できる職場づくりに努めました。 ・研修会を実施し、職場の衛生管理を推進していただける人材の育成に努めました。	学教	・メンタルヘルス研修会を実施するなどし、管理職及び教職員へ心の健康について意識付けができました。 ・教職員の健康診断結果をもとに、学校医の協力のもと、面談を実施し、教職員の健康保持に努めました。	b	・引き続き、研修会等を実施し、管理職及び教職員の心の健康を守るよう努めていきます。 ・今後も学校医との連携を密にし、教職員が相談しやすい環境づくりができるよう努めていきます。
○ＩＣＴの利活用に関する研修の推進					
・ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けたＩＣＴ機器等の環境整備を受け、求められている『「先進的な学び」の可能性を開く、形にする、そして、ものにすること」を目的とした研究を行いました。	・「先進的な学びの推進とこれまで培ってきた学びの継承」について、ＩＣＴ機器を効果的に活用した教育活動をするためにはどうしたらよいか、という視点で情報発信と研修の推進を行いました。	学教	・教員の教育力向上と負担軽減の両面にスポットライトを当てた実践や、１人１台端末の機能や特性、アプリケーション等をうまく組み合わせ、多様な実践例を提供することができました。	b	・引き続き本市の「課題」となっている部分について、解決を目指していくとともに実践を共有し、一層のＩＣＴ機器の利活用を進めていきます。

施策 4 教育環境の整備・充実

P57

○安全に配慮した学校施設の管理と整備の推進【※令和5年度重点項目】				
施設内外の危険箇所や老朽化した施設・設備の把握に努め、適切な改修を推進します。	- 南小学校B棟及び給食室について屋上防水工事を実施しました。 - 中丸小学校外周に残っていたブロック塀を撤去し、フェンスを設置しました。 - 老朽化し漏水していた中丸小学校プールについて修繕工事を実施しました。	教 総	施設の老朽化の状況に応じ、適切な施設・設備の改修・更新を実施することができました。	引き続き、施設の老朽化の状況を確認し、改修・更新の優先性を見極めながら進めていきます。
○学校施設の有効活用の推進				
各小学校の余裕教室や地域活動室で放課後子ども教室を実施します。	子供たちが地域社会の中で心豊かに健やかにはぐくまれるよう、地域のボランティアの協力のもと、小学校の余裕教室等を利用して、放課後に自主的な学習活動や体験活動、スポーツ活動などを全ての小学校で行いました。	生 学	小学校の余裕教室等で「放課後子ども教室」を実施することにより、子供たちの健全育成を図るとともに、学校施設を有効活用することができました。	スタッフの人材確保およびコーディネーターの育成に向け、広報・研修の充実を図ります。また、活動拠点となる綿屋の安全確保について、学校とのさらなる調整を図っていきます。
○オープンスペースを活用した学習形態の工夫・研究				
開放的で明るい施設を用いて、子供たちの元気な活動を充実させます。	各校の施設において、必要性に合わせ多目的室等のオープンスペースを活用し、学習形態の工夫をするなど、学習環境を整えながら、学習活動を展開しました。	学 教	学年集会等の各行事や発表や活動中心の授業等において、開放的な環境の中、意欲的にのびのび活動する子供たちの姿が見られました。	子供たち一人一人に合った課題を明確にし、適切な指導を行っていきます。
○高等学校等の入学準備金貸付事業の推進				
経済的な支援を必要とする家庭に対し、高校、大学等の入学金を無利子で貸し付けることで、就学の機会を得やすくします。	- 入学準備金について、大学等3件、高等学校1件、計4件、1,400,000円の貸し付けを行いました。 - 入学準備金貸付事業について、市の広報紙により周知を行いました。（11月号）	学 教	入学準備金の貸し付けにより、進学に係る支出の一部を希望どおりに支援することができました。	- 貸し付けについて、今後も広報紙による周知を行います。 - 貸付金の回収については、返済が滞納している家庭への勧奨を行います。

○私立幼稚園助成金補助事業の推進					
・幼稚園の教材費に助成金を支給すること、社会環境の変化により、重要な位置にある幼児教育の振興と幼稚園での学習内容を更なる充実を図ります。	・私立幼稚園助成金について、市内3園の私立幼稚園（対象園児数：636人）に対し、総額157,440円を支給しました。	学教	・助成金の支給により、幼児教育に必要な教材の充実を図られました。	b	・私立幼稚園に対し、今後とも同様に助成金を交付し、幼児教育の充実を図っていきます。
○就学援助制度の周知及び支援					
・経済的な理由によって教育の機会が失われるように、保護者に対して、学用品費や給食費等の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。また、制度の周知に努めます。	・就学援助費について、小学校1,955人、4,756,716円、中学校1119人、7,815,854円の支給をしました。 ・新入学児童・生徒に対し、新入学学用品費を入学前に支給しました。	学教	・就学援助費の支給により、就学に係る保護者の負担を軽減することができました。ただ、未申請者が昨年度より2名増加しました。	b	・制度の周知を図るため、新入学説明会時や在校生に対し、通知を配布します。 ・広報紙及び市ホームページに掲載します。
○特別支援教育就学奨励事業の推進					
・小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の一部を助成し経済的な負担を軽減し、特別支援教育の振興を図ります。	・特別支援教育就学奨励費について、小学校51人、459,715円、中学校27人、676,435円を支給しました。	学教	・特別支援教育就学奨励費事業の推進により、就学に係る経済的負担を十分に軽減することができました。	b	・特別支援教育学級に在籍する児童生徒の保護者に制度の案内を実施します。

施策 5 学校経営の改革推進

P59

○学校の組織体制の整備・充実					
・校長は、学校経営のビジョンを明確に提示し、教職員の共通理解のもと、リーダーシップを発揮した学校経営を推進します。	・特色ある学校経営を推進するため、各校長が学校教育目標の具現化・具体策を示し、特色ある取組等を示したグラントデザインを作成しました。そして、教職員に明示して目標及び目標具現化のための具体策を共有しました。	学 教	・校長が経営ビジョンと運営計画をグラントデザインで明示し、教職員が共通理解することとで、チームとして教育活動を取り組みました。	b	・今後も校長のリーダーシップのもと、学校組織として特色ある取組を推進します。
	・校長と教頭を中心に教職員集団をとりまとめる主幹教諭や中堅教職員などのミドルリーダーの育成を支援します。	・責任ある役職を任せることでリーダーの自覚を高めるため、小・中学校に主幹教諭（8名）を配置するとともに中堅教職員を校務分掌の主担当として配置し、力量を発揮できるよう、校長や教頭にミドルリーダーの育成を促しました。	学 教	・学校課題研究で主幹教諭や教務主任、各主任が中心となり組織的な課題解決が着実に取り組みました。	b
○学校運営に係る情報公開の推進					
・学校経営について、保護者等への情報発信を積極的に行います。	・各校で、学校だよりやホームページの活用、保護者会、学級懇談会、PTA総会や役員会等の開催の機会を活用し、学校経営に関する情報発信を積極的に行いました。	学 教	・様々な媒体・機会を活用し、学校評価・学校経営・日々の教育活動の様子を、積極的に情報発信・公開しました。	b	・ペーパーレス化を進め、メール配信で情報発信することとをさらに進めていきます。
	・学校公開、学校だより、ホームページ等により、各小・中学校の様子を発信します。	・各校において、学校公開日の設定、土曜参観の実施、定期的な学校だよりの発行、ホームページの更新を行い、日々の学校の様子を発信しました。	学 教	・計画的な実施と定期的な発行、ホームページの随時更新等により、日々の学校の様子をより積極的に発信することができました。	a
○全職員を対象にした人事評価制度の活用					
・様々な教育課題の解決に向けて、すべての教職員の力を結集して目指す学校像の実現を図ります。	・教職員一人一人が教育課題の解決に向け教科指導、学年・学級経営、生徒指導、その他の校務等の年度の目標とその方策を立てるとともに、チームワーク行動の重点項目を設定し、達成度の評価と課題の分析を行うとともに、校長、教頭との面談をとおして校長の目指す学校像の実現に教職員の力を結集しました。	学 教	・教職員が校長の目指す学校像の実現と連鎖した目標を定め、校長が計画的に人事評価を行うことで、教職員が自らの教育活動を評価し資質の向上を図ることができました。	b	・各校の教育課題を明確にし、目指す学校像の実現に向け、今後もより丁寧に人事評価制度を活用していきます。

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

主に保護者が子供たちに基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせるために行う、家庭教育に関する学習機会の充実とP T A活動の推進を図るとともに、地域の教育推進体制の充実を図ります。

また、こども図書館等を活用して、親子で読書に親しむ機会を提供するなど、子供の読書活動の推進を図ります。

さらに、地域活動室事業と学校応援団の活動の推進をとおして地域との絆を深め、地域の教育力の向上を図るとともに、学校における教育活動の充実を図ります。

施策 1 家庭教育に関する学習機会の充実とP T A活動の推進

施策 2 地域の教育推進体制の充実

施策 3 子供の読書活動の推進

施策 4 地域活動室事業と学校応援団の活用の推進

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策	■ 主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組					
令和5年度 取組状況・実績							
施策1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進							
P61							
○家庭教育支援事業の充実【※令和5年度重点項目】							
・家庭の教育力をより向上させるため、入学前児童の保護者対象の子育て講演会等を実施します。			・子供の発達の段階に応じた子育てについて理解を深めていただくため、小・中学校入学前の子供を持つ保護者を対象に「新入学児童をもつ親としての心がまえ」「子どもの権利を大事にする子供とのかかわり方」などの子育て講座を開催しました。（計6回開催、延べ343人参加）	生学	・小学校の就学時健診や中学校の学校説明会に合わせて、子育て講座を実施し、多くの保護者に講座を受けていただくことで、発達の段階に応じた子育てについて理解を深める機会を提供することができました。	b	・子供の発達の段階に応じた子育てを一層理解していただくため、子育て講座を実施するとともに、当該講座について時代の要請などを踏まえ、より充実した内容にしていきたいです。
○PTA活動の推進							
・教育講演会等、事業の活性化を図るとともに、各小・中学校のPTAが相互に情報交換し、協力できるよう、北本市PTA連合会に対する支援を行います。			・家庭教育セミナー「ハートピア21」（ハートピア21実行委員会主催／市教委とPTA連合会で組織）の開催にあたり、会場の提供及び企画・運営を支援しました。（11月3日、タレント・スマイリーキクチ氏「言葉の責任 ネットの被害者・加害者にならないために」、81人参加） ・PTA会員の資質向上を図るため、各小・中学校のPTAにおいてテーマを定めて企画・運営する家庭教育学級を補助金交付により支援しました。（6回開催、延べ216人参加） ・北本市PTA連合会（安全活動、文化教養活動、研修など）を支援するため、補助金265,331円を交付しました。	生学	・事業の共催や委託、補助金の交付など、様々な方法でPTA活動を支援し、PTA活動の推進を図ることができました。ハートピア21のアンケートでは「待ちに待った講演だった。市内小中学校でも講演してほしい」などの意見があり、成果を得ることができました。	b	・より主体的なPTA活動の推進を図るため、助言や情報提供等の支援を充実していきます。

○自然体験活動等の推進				
・春を見つけよう自然観察ビンゴ(5月1日～28日)155名、夏を見つけよう自然観察ビンゴ(8月1日～31日)40名、秋を見つけよう自然観察ビンゴ(9月17日～10月31日)35名、冬を見つけよう自然観察ビンゴ(2月1日～29日)26名、遊歩道やせせらぎなど場内をくまなく回り、季節毎に見られる昆虫や植物を観察しながらビンゴに挑戦するイベントを実施しました。 ・野草のリースづくりや門松づくりなど、様々なイベント、ワークショップを開催しました。	生 学	・野外活動、体験学習などをおし て環境保護への意識啓発を行うことができた。 ・野外活動、体験学習などをおし て健康増進を図ることができた。	b	・今後も様々なイベント、ワークショップを開催するとともに、多くの方に参加していただくよう広く周知していきます。
○放課後子ども教室事業の推進				
・放課後子ども教室と学童保育室の児童が北本市放課後子ども総合プログラムに基づき、共通プログラムに参加する活動を推進していきます。	生 学	・放課後子ども教室と学童保育室の児童の交流を図ることができた。	b	・地域（コミュニティ等）との連携を密にし、事業への理解・関心を深めて、継続的に地域の人材の参画を図っていきます。
○青少年の健全育成活動の促進				
・青少年の健全育成に係る情報交換会を設けるなど、関係団体の取組を支援します。	生 学	・北本駅を中心に非行防止街頭キャンペーンを実施することにより、効果的な啓発活動を行うことができた。 ・青少年ふるさと学習(北本太鼓かばざくら、少年少女合唱団)をおし て、ふるさと意識の高揚を図ることができた。	b	・さらに幅広い参加を募り、青少年の健全育成の啓発を深めるために助言や情報提供等の支援を充実していきます。
○学校公開の実施				
・学校公開の実施をおとして、教育に対する地域の理解を深め、関心を高めめます。	学 教	・学校公開により、教職員が工夫して教育実践を行う様子や、児童生徒が学習したり発表したりする姿を保護者や地域の方々にご覧いただくことができた。	b	・学校や地域の実態に合わせ て、適切な時期と回数を検討しながら、開かれた学校を目指していきます。

施策 3 子供の読書活動の推進

P63

○読書に親しむ機会の提供と充実					
・おはなし会を定期的に実施するとともに、季節毎の各種行事においてブックトークや読み聞かせを実施します。 ・おすすめ本の展示など、利用者へ積極的に情報を提供し、読書への動機付けを促進します。 ・子供の読書活動を推進するための講座を開催し、親子で本に親しむための動機付けや機会を設けるとともに、図書館分室を充実させ、子供の読書活動への支援を図ります。	・絵本の読みきかせ（26回）、定例おはなし会等（186回）を実施しました。	生 学	・おはなし会を行い、利用者に読書への動機付けが図られました。他にも出前おはなし会など、できる限りの事業を実施しました。	b	・子供の読書活動を推進する市民団体と連携して、おはなし会やイベントを開催し、子供が読書に親しむ機会を増やしていきます。
	・子供たちが読書の幅を広げ読書の体験を深めるきっかけを提供するために、様々な分野の本の展示を行いました。 ・文化を伝える季節の本、行事の本など、利用者の興味関心を引く本の展示に努めました。	生 学	・様々な分野の本の展示を行い、利用者により多くの本を紹介することができました。	b	・子供たちや保護者の課題解決に役立つ本やニーズの高い本をテーマに定めて展示していただきます。
	・子供の読書活動を推進するための講座を開催し、親子で本に親しむための動機付けや機会を設けるとともに、図書館分室を充実させ、子供の読書活動への支援を図ります。	生 学	・積極的におはなし会等を実施し、読書活動を推進することができました。	b	・子供の読書活動を推進する市民団体と連携して、おはなし会やイベントを開催し、子供が読書に親しむ機会を増やしていきます。
○読書環境の整備・充実					
・子供の発達の段階に応じた読書環境を整え、とともに、気兼ねなく乳幼児を図書に親しませることができ、環境づくりを進めるため、こども図書館の充実を図ります。	・絵本の読み聞かせを年間26回（参加者84人）、おはなし会・イベントを年間186回（参加者1,405人）開催するとともに、テーマごとに図書の展示会を年間89回開催しました。 ・図書を新規に1,990点購入し、蔵書の充実を図りました。	生 学	・各団体と調整を図り、絵本の読み聞かせ、おはなし会・イベント等に子供や保護者が参加することができ、本に親しむ機会を増やし、より多くの本に親しめる機会を提供しました。	b	・こども図書館の蔵書構成に注意を払い、子供や保護者が興味関心を持つ様々な分野の図書にふれられるよう、指定管理者と協力して選書に取り組みます。 ・北本市子ども読書活動推進計画に基づき、読書活動の推進と環境整備に努めていきます。

施策 4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

P64

○地域活動室事業の推進					
・地域活動室に関する周知を行い、地域住民の参加を促すとともに、児童生徒と地域住民の交流を支援して地域活動室の活性化を図ります。	・令和5年度は、市内各小・中学校において、449回の活用がありました。 ・地域活動室にコーディネーターを配置し、地域と学校との連絡調整を行いました。	学教	・地域活動室の活用について地域住民へ周知を行い、積極的な活用ができました。	b	・引き続き地域活動室の効果的な活用ができるよう、学校だより等による周知の工夫とコーディネーターの活用により、地域交流を促進します。
○学校応援団の活動の推進【※令和5年度重点項目】					
・児童生徒の学習支援、ゲストティーチャーとして授業に参加していただくなど、地域の教育力の活用を図ります。	・各校の実態に応じ、学習支援、補習の支援の他、道徳科や総合的な学習の時間等でゲストティーチャーとして地域の方に参加していただくなど、積極的に活用しました。	学教	・地域の方の経験に基づく指導により、既習事項と現実社会が結びつき、より深く学ぶことにつながるとともに、地域の魅力を再発見することができました。	b	・今後も、積極的に地域の教育力の活用を図るため、ICT機器等の利用等も検討していきます。
・保護者及び地域住民の挨拶運動や校舎内外の巡回等への協力をおし、子供の健全な育成を推進します。	・児童生徒の登下校時の見守り活動、安全の視点での校舎内外の巡回など、児童生徒の安全・安心な学校生活のために、教職員と協働して活動を行いました。	学教	・教職員が目目の届かない地域全体の見守りをしていただくとともに、教職員とは違った視点で巡回していただき、多角的に安全の向上を図ることができました。	b	・教職員とは異なる視点で学校を見ることがの重要性を認識し、今後も積極的に多方面からの安全指導・点検をしていきます。
・保護者や地域住民の学校清掃活動や美化活動への参加をとおして、校内環境の整備を推進します。	・校地内の樹木の剪定、草刈り、トイレ清掃等に協力をいただき、校内環境の整備を推進しました。	学教	・教職員だけではできない樹木剪定等に協力いただき、広い校地を潤いのある環境にできていただきました。また、教職員の負担軽減にもつながっています。	b	・教職員の働き方改革等により、学校の清掃活動も大きく変わりつつあることから、今後も地域の理解と協力を得られるよう努めていきます。

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

市民が生涯を通じて学習・スポーツをすることができ、学習・活動をした成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習による生涯学習のまちづくりの実現を推進するとともに、生涯学習・スポーツの活動の拠点となる学習施設の整備・運営の充実に努めます。

また、市民への文化芸術活動の発表の場の提供や地域文化の振興をとおして、市民の文化芸術活動を推進します。

施策 1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

施策 2 学習施設の整備・運営の充実

施策 3 スポーツ活動の推進

施策 4 文化芸術活動の推進

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

施策	■ 主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組					
令和5年度 取組状況・実績							
P67							
施策 1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進							
○生涯学習啓発活動の充実							
		・市の広報やホームページ等を活用した、生涯学習啓発活動の充実に努めます。	生学	・市内外から多くの参加者を募集することができ、生涯学習の学習環境について、PRすることができました。	b	・広報紙及び市のホームページを利用した生涯学習啓発活動に努めるとともにインターネットを利用した参加申込を実施し、参加しやすい環境整備を継続します。	
○学習情報の収集及び相談体制の整備							
		・市民や関係団体の様々な学習ニーズに応えるため、学習情報を収集するとともに、学習機会や講師に関する相談に対し適切に紹介ができるよう、人材情報バンクの充実を図り相談体制の整備を行います。	生学	・市内で活動する団体を紹介することで、市民に生涯学習活動の機会を提供することができました。また、人材情報バンク登録者増加に努め、講師を人材情報バンクから紹介することができました。	b	・生涯学習情報誌を適宜見直し、新鮮な情報を発信するとともに人材情報バンクの更新を行います。	
○市民大学きたと学苑の充実							
		・市民一人一人がライフスタイルに合わせて学習機会を選び参加できる市民大学きたと学苑の充実を図ります。	生学	・様々な分野の講座を幅広く開催できたことで、市民に生涯学習活動の機会を提供することができました。	b	・多彩な講座を開催することにより、多くの市民に受講していただくよう努めています。	
○市役所出前講座の開設							
		・市民団体からの要請に基づき、団体が主催する学習会に市職員を講師として派遣する市役所出前講座の充実を図ります。	生学	・様々な分野の講座を幅広く開催できたことで、市民に生涯学習活動の機会を提供することができました。	b	・幅広いジャンルの講座が開設できるように関係部署との調整を図っていきます。	

○大学公開講座の開催及び内容の充実					
	・市民に高度で専門的な学習機会を提供する大学公開講座を実施しました。（日本薬科大学公開講座（2回）、武蔵丘短期大学（1回） ・認知症って予防できるの？ 68人 ・お風呂教授が教える究極の入浴術 40人 ・家庭でできる健康体操 37人	生 学	・専門的な学習機会を市民に提供することができました。	b	・講座参加者からの意見を参考にしながら、市民のニーズに合った講座の開催を検討していきます。
○子ども大学きたととの充実					
	・大学・専門学校の教員や学習施設の指導者による専門的な講義や体験活動を通じて、児童の知的好奇心を引き出す学習の機会を提供します。	生 学	・子供たちの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供することができました。	b	・子供たちのニーズに合った魅力ある講義の企画・提案及び協力者（企業や教育機関）の開拓に努めます。
○国際理解学習・交流事業の推進					
	・国際理解学習・国際交流の普及奨励と、国際交流の場の創出を目的とした国際交流ラウンジ事業を推進します。	生 学	・日本語学習会を中心に、国際交流の場を提供することができました。	b	・今後も日本語学習会を中心に、国際交流の普及を目的とした国際ラウンジ事業を推進します。

施策2 学習施設の整備・運営の充実

P69

○中央公民館・地域学習センター運営の充実					
・だれもが幅広く学ぶ学習機会の充実に努めます。	・児童・生徒、高齢者、女性等あらゆる年齢、種別を対象にした各種講座、イベントを開催し、生涯学習の機会の提供を図りました。 文化センター 公民館事業 143日 2,940人参加 自主文化事業 45日 3,320人参加 地区公民館 主催、共催及び支援事業 847日 33,194人参加	生 学	・高齢者学級については、高齢者の意欲向上と生涯学習の推進に繋げることで、様々な方に生涯学習の機会をつくることができました。	b	・高齢者学級において、新たな参加者を増やすため、講座の内容に、若い世代の参加を促すために、休日の講座の実施など運営方法について研究してまいります。
	・機能的で利用しやすい施設づくりを目指して、老朽化している施設設備を計画的に改修・充実するとともに、適切な管理運営と緊急時における体制整備に努めます。 【※令和5年度重点項目】	・公民館等の各種設備修繕と消防訓練を実施し、良好な施設維持管理と緊急時体制の整備を行いました。また、5地区公民館及び学習センターにて、空調設備更新工事を実施しています。 【各公民館等の主要修繕】 南部公民館：エレベーター更新工事等 北部公民館：漏水等改修工事等 西部公民館：案内看板撤去工事等 【緊急時体制】 緊急時対応マミュアルを作成し運用しています。	生 学	b	・施設の大規模改修はありませんでしたが、必要に応じ修繕を実施しました。令和5年度より、5公民館及び学習センターにて、15年リース契約に基づく空調設備更新・保守事業を実施しています。また、避難訓練を定期的に実施することにより、災害等が発生した際の対応が明確となり、利用者の安全性の確保ができました。
○各種文化事業の充実と展開					
・地域文化の振興に寄与するため、本市の文化事業の理念や市民ニーズを反映させた自主文化事業を開催します。	・市民が優れた芸術・文化に触れ合い、楽しむ機会を創出するため、星まつりコンサート2023、東京音楽大学提携コンサート等を開催し、市民に良質な音楽を提供しました。 ・市民が落語を身近に楽しめる「きたもと さくら亭」を開催しました。 ・幼児と子育て世代を対象に、情操を育成する子ども劇場を開催しました。	生 学	・落語を楽しむにしている年齢層に、楽しむ機会を提供することが出来ました。 ・子育て世代に、親子で参加できる子ども劇場を開催し、身近に情操教育の機会を提供できました。	b	・あらゆる世代の市民が優れた芸術文化に直接ふれられるよう、様々な企画を実施してまいります。
・本市の音楽文化の創造と発展のため、北本ピアノフェスティバルを開催します。	・第8回ききもとピアノフェスティバルを開催しました。 参加組数延べ52組、来場者580人 ・駅にAIのポスターを掲示し、市内小中学校にチラシを配布するなど周知に努めました。 ・アンケートより「子どもたちが一生懸命に演奏する姿に感動しました。これから継続してほしい。」「ホールでピアノを演奏する」という貴重な経験ができました。」との感想をいただきました。	生 学	・文化センターホールで日ごりの練習の成果を披露していただくことで、市民の音楽文化の発展に寄与することができました。	b	・ピアノフェスティバルは市民の発表の場として、さらなる周知を図り、来場者数の増加に努めてまいります。

○野外活動センターの運営の充実【※令和5年度重点項目】

・野外活動や体験活動を行うための施設として有効活用されるよう、適切な施設の整備と管理運営に努めます。	・適切な施設の維持管理を図るため、施設設備の日常・定期・緊急点検等を適切に実施し、破損箇所等の修理を迅速に行うとともに照明のLED化・緊急避難誘導灯の更新を実施しました。	生 学	・設備点検及び迅速な修繕を実施するとともに、様々なイベントや体験活動を実施することで施設が有効活用されました。	b	・施設の一部で経年劣化による不具合が発生しているため、安全に利用できるよう日常点検と適切な修理を行っていきます。 ・施設を有効利用し、さらなる集客を図れるようPRの方法、イベント内容などを工夫していきます。
○視聴覚資料の有効活用					
・視聴覚機材・機器及び資料的価値のある映像の有効活用を図ります。	・プロジェクター、DVDソフトなどの視聴覚機器・ソフトについて、貸し出しを行いました。（貸出件数 機器：1件、ソフト：144件）	生 学	・視聴覚機器、ソフトの貸し出しを行うことにより、学習活動の推進を図ることができました。	b	・引き続き図書館で資料的価値のある映像ソフトの貸し出しを実施していきます。
○プラネタリウムの運営の充実					
・幼児・児童に対し、豊かな情操をはぐくむことを目的として実施する団体投影の内容の充実を図ります。	・特別投影を実施しました。 名探偵コナン～灼熱の銀河鉄道～ 大恐竜時代 75人 1,026人	生 学	・リクエストに対応した投影内容の充実を図りました。	b	・来場者を増やすため、魅力ある番組作成やインターネットを利用した広報活動を実施していきます。
・自然事象への興味を深めてもらうため、事前学習と文化センター屋上で実際の望遠鏡を使用した天体観望会を定期的に開催します。	・望遠鏡や星座早見盤を使った天体観望会を文化センター屋上で行いました。（回数3回、125人）	生 学	・事前学習と実際の望遠鏡を使用した天体観望会を実施することで、自然事象への興味を高めることができました。	b	・望遠鏡が老朽化しているため、望遠鏡を修繕するなど対策を検討していきます。
・デジタルシステムの機能を十分に発揮した、魅力的な映像番組を投影します。	・星空を中心にした番組、家族で楽しみながら学ぶ番組、宇宙科学をテーマにした番組等のほか、子供に人気のキャラクターが登場する番組を用意するなど来館者が見たい番組を選べるようにしました。	生 学	・コロナの5類移行後も感染対策を適宜実施し、プラネタリウムを楽しんでいただけたかったです。	b	・来場者を増やすため、魅力ある番組作成や投影内容を工夫していきます。

○図書館運営の充実					
市民の読書を支援するとともに、地域や市民の問題解決に必要な各種資料や情報の整備・充実に努めます。	- 図書館資料の整備・充実を図りました。（新規購入図書資料中央図書館6,938点、こども図書館1,990点） - レファレンスサービスを実施しました。（中央図書館2,336件、こども図書館3,791件）	生学	図書資料の整備・充実を図ったほか、レファレンスサービスを行うことで利用者の支援を行いました。	b	蔵書を充実させるとともに、他の公立図書館との相互貸借の制度等を活用し、充実した読書活動が行えるよう支援していきま
廃棄図書のリサイクルを実施し、関係機関等への資料提供と再活用を推進します。	廃棄図書について、小中学校、保育所、公民館等に情報提供し、リサイクルを実施しました。	生学	関係機関と連携して廃棄図書をリサイクルして活用することとで、地域の図書資料の充実に繋がりました。	b	関係機関と連携して廃棄図書のリサイクル活用を実施していきます。
中央図書館と公民館に置く図書館分室とのネットワークを強化し、利便性の向上を図るとともに、こども図書館の利用を促進します。	- 中央図書館、図書館分室、こども市民サービス向上に努めました。 - 中央図書館、こども図書館、児童館が行事等での連携を図り、利用促進に取り組みました。 「図書館を使った調べる学習コンクール」を開催し、46作品の応募があり、子供たちの図書への興味・向上、読書活動の推進を図ることができました。	生学	中央図書館、図書館分室、こども図書館のネットワークを強化し、利用者の利便性の向上を図られました。	b	中央図書館、図書館分室、こども図書館のネットワークを強化し、図書館の利用促進を図っていきます。
視覚障がい者などに対するデিজリー図書の貸出サービスを推進します。	視覚障がい者等向け音声サービスの充実を図るため、日々の新聞情報や図書館蔵書についてボランティア協力のもと、デージー図書を作成しました。（デージー図書 所有：580巻、貸出：1,172巻）	生学	市民のボランティア活動によりデージー図書を新規作成し、視覚障がい者の読書機会の拡大が図られました。	b	- デージー図書の蔵書点数を増やして、サービスの充実を図っていきます。 - 新規の朗読者を支援してデージー図書の作成に取り組んでいきます。
おはなし会をはじめ各種行事におけるブックトークや読み聞かせを魅力あるものとし、子供の読書活動への支援を推進します。	絵本の読みかせ（26回）、定例おはなし会等（186回）を実施しました。	生学	親子で参加できるイベントを開催し、本と子供の関わりに対する理解を深めてもらい、読書活動を進めることができました。	b	- こども図書館のさらなる利用促進を図っていきます。 - 関係団体（北本市子ども立庫連絡会・北本市子どもの本を楽しむ会）と連携し、おはなし会や行事を充実させていきます。

施策 3 スポーツ活動の推進

P71

○ライフステージに応じたスポーツ活動の推進					
市民が年齢や性別、障がいの有無に関係なく、スポーツに親しむことができるよう、スポーツ関係団体と連携を図り、様々な大会や教室の開催に努めます。	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことにより、多少影響はあるものの、多くのスポーツ団体の大会や教室が開催されました。	学生	5類移行後も、感染対策を実施し、市民に運動の機会を提供することがアンケート等ニーズ調査を実施し教室の開催に努めました。	b	多くの大会や教室が開催できるよう引き続き関係団体の支援をしていきます。
○スポーツに親しむことのできる環境の整備・充実					
・体育センターがスポーツ施設として有効活用されるよう、適切な整備と管理運営に努めます。	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことにより、人数制限や時短営業を徹底しましたが、コロナ禍以前の利用者数には至りませんでした。	学生	体育センターの運営にあたっては、5類移行後も安全安心な利用を市民に提供することができました。	b	引き続き市民に安全安心な利用をいただけるように努めます。
学校体育施設を多くの市民が身近なスポーツの場として活用できるように施設開放の充実に取り組みます。	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことにより、人数制限や時短営業を徹底しましたが、コロナ禍以前の利用者数には至りませんでした。	学生	学校の施設開放にあたっては、市民にスポーツ活動をする場を提供することができました。	b	引き続き学校開放施設の利用促進を図ります。
○スポーツ体制の支援【※令和5年度重点項目】					
地域のスポーツ関係団体を育成するとともに、その支援に努めます。	北本市スポーツ協会、北本市スポーツ少年団、北本市レクリエーション協会に補助金を交付し活動を支援しました。 北本市スポーツ協会 加盟団体数113団体、加盟人数2,547名 北本市スポーツ少年団 加盟団体数14団体、加盟人数436名 北本市レクリエーション協会 加盟団体数6団体、加盟人数214名	学生	各団体が活動することが推進されました。	b	引き続き支援を継続していきます。
スポーツ活動を支える指導者の育成・支援に努めます。	地域のスポーツ活動の指導者であるスポーツ推進委員を活用してニュースポーツ教室を開催する等、スポーツ指導者の育成・支援の場の提供に努めました。	学生	指導者の育成・支援の場であるとともに、市民に対してもスポーツをする機会を提供することができました。	b	引き続きスポーツ推進委員の支援を継続していきます。

施策 4 文化芸術活動の推進					P73
○市民文化祭の開催					
市民に文化芸術の発表の場を提供するとともに、文化芸術に親しむ人々の輪を広げるため、市民文化祭を開催します。	- 第57回市民文化祭芸術展の開催 10月27日～29日、出品点数644点、来場者数1,238人 - 第58回市民文化祭文化のつどいの開催 11月11日、12日、19日 出演団体48団体、来場者数2,180人	生 学	「芸術展」においては、市民の文化意識を高めるとともに、出品者相互の交流を深めることができました。 「文化のつどい」においては、出演する全団体が運営委員会に参加しながら、市民の文化活動の育成及び相互の交流を図ることができました。	- より多くの方からの出品と来場していただくため、企画及び広報活動をさらに充実していきます。 - 文化のつどいの運営方法について、出演団体がより参画しやすい検討を行います。	
○文化団体等の活動の支援					
文化団体等が行う事業活動について名義後援等を行い、団体等の活動を支援します。	各種文化団体等が主催する発表会等について、名義後援を実施しました。	生 学	事前連絡や各種団体との調整を密にとり、各文化団体がその特徴を生かした活動を行うことを促すことができました。	文化団体がさらに幅広く活動できるように配慮していきます。	

基本目標Ⅵ 文化財保護の推進

地域で長く培われてきた北本の歴史・伝統・文化への理解を深め、次の世代に守り伝えるため、貴重な重要遺跡や石造物、古文書、民具などの各種文化財の調査・保存を進めるとともに、郷土芸能の保存と振興に努めます。

また、文化財への理解を深め、これを活用するため、文化財の情報発信と啓発事業の充実に努めます。

施策 1 文化財保護の調査と研究

施策 2 文化財の保存と管理

施策 3 文化財の啓発と活用

施策 4 郷土芸能の継承と支援

○指定文化財にかかわる調査研究				
指定文化財の候補となるリストを作成し、記載された文化財について的重要性や希少性を評価し、指定に向けて取り組みます。	「田島家文書」及び「石戸小学校日誌」の継続的調査を行い、指定範囲等について文化財保護審議会において継続して審議しました。	文化財	指定候補である文化財の調査を進め、その指定について審議を進めることができました。	- 今後も、市内に所在している文化財の調査を実施し、新たな市指定文化財として保存・活用できるように努めます。 - 指定文化財のうち、破損や劣化が認められるものについて、修復及び復元し、適切に保存を図っていきます。
○重要遺跡の調査・研究【※令和5年度重点項目】				
- 国史跡指定に向けて取り組んでいる「デーノタメ遺跡」の内容確認調査等を継続していきます。 - 江戸時代の重要遺跡である「御茶屋」跡について、文献資料の収集と発掘調査について継続して実施していきます。	- デーノタメ遺跡について、泥炭層の有無を確認するための内容確認調査を実施し、泥炭層が中期集落からさらに南西方向に所在することが推察されました。 - お茶屋遺跡では、これまで明らかになつていなかった東側を区画する施設について、南北に延びる堀跡を検出し、東側の境界を確定することができました。これにより、東西の幅が約100mであることが確定しました。	文化財	- デーノタメ遺跡の構造をさらに明らかにすることができました。 「御茶屋」跡の東側範囲について、外郭施設を検出することができ、施設の構造がより明らかになりました。	- 遺跡の価値や評価について、市民に向けて広く啓発していきます。 「右戸城跡」や「宮岡米川神社前遺跡」など、他の重要遺跡についても調査・研究を実施していきます。
○民俗文化財の調査・研究				
教育委員会が所有している民俗文化財について、その価値と評価を確立していきます。	人々の生活を伝える民俗文化財(民具)について、教育委員会が収集保管している資料の取扱い方針を文化財保護審議会と共有し、今後の保存・活用に関する方針を定めることができました。	文化財	現在まで、収集業務に特化してきた民俗文化財の取扱いについて、市の有識者で構成される文化財保護審議会と方針を共有することができました。	- 民俗文化財の具体的な分類作業を進めていきます。 - 体系化を図り資料化が完了した民具について、その価値と評価を行い、市指定文化財候補として検討を行います。

○郷土資料室所蔵の史(資)料の整理と台帳化					
・市民の求めに応じたレファレンスサービスに対応できる管理を行います。	・市内で収集された古文書、行政文書についてリスト化し、閲覧等に対応できるよう整理作業を続けました。	文化財	・リスト化と同時に収蔵についても工夫し、適正な保存管理に努めました。	b	・現在の施設については老朽化、狭隘化が進んでいることから、旧栄保育所を新たな郷土資料室とすべく、手続を進めます。
○文化財資料の寄贈、寄託の対応					
・積極的な対応に努め、資料の散逸を防ぎます。	・雛人形や木製組み立て式台座など、計2点の民俗的・歴史的資料を収集しました。	文化財	・古民具の収集や古文書の解説を行い、失われつつある民俗資料、歴史資料の保存・整理を図ることができました。	b	・保管する文化財資料の目録化を進めている中、今後も資料の増加が見込まれるため、保存・管理施設の確保が課題となっています。これについては、旧栄保育所建物を含めた収蔵先を検討します。
○指定文化財の現況調査の実施					
・保存状態、管理状況などを把握し、必要に応じて所有者への助言、修繕への補助などを行います。	・個人所有の指定文化財について、文化財の保存状況の確認を文書のやりとりで行うとともに、山王神社における市指定文化財の覆屋の修繕工事への補助を行う等、修繕や活用に対する助言や補助を行いました。	文化財	・指定文化財の適切な管理等について、文書による調査を行い、指定文化財の管理状況の把握と対応を行うことができました。	b	・指定文化財の適正な保存・管理・活用を図るため、指定文化財の現状を確認するための調査を行います。

○天然記念物の保存・管理					
	・「石戸蒲ザクラ」や「高尾カタクリ自生地」などの天然記念物の現況調査をおこないます。 ・必要に応じて、樹木医などの専門家による診断などをおこない、適切な管理を行います。	・石戸蒲ザクラの育成を目的とした保護用地として、国指定天然記念物の追加指定に隣接する土地について、寄附採納による公有地化を行います。 ・石戸蒲ザクラの保護と環境整備のため、消毒作業や枯損木の処理、支柱交換、追加指定地と隣接する道路との境界への柵の設置など、適切な管理を行います。 ・「高尾カタクリ自生地」において授粉作業や播種とともに、雑木林の管理を年間を通じて行い、育成環境の維持に努めました。	文化財	・石戸蒲ザクラの保護用地取得により、育成環境の改善を図ることができ、高尾のカタクリについて、株数の維持や自生地の保全と整備に努めることができました。	・石戸蒲ザクラの観察や周辺整備を実施し、本木の樹勢維持に努めます。 ・カタクリをはじめとする植物文化財の定期的なモニタリングを実施し、市内で新たな天然記念物の指定候補について情報収集を図ります。
	○民俗文化財の集中的な収蔵				
	・市内に分散して収蔵している民俗文化財を１ヶ所にまとめて管理します。	・市内３カ所に分散していた民俗文化財の収蔵について、２カ所にまとめることができました。	文化財	・民俗文化財の収蔵について、収蔵資料の約７割を一か所に収蔵することができました。	・現在の分散した収蔵施設では効率が悪く問題が多いため、移転については、適切な収蔵先を検討して参ります。
	○デーノタメ遺跡の史跡指定【※令和５年度重点項目】				
	・デーノタメ遺跡の史跡指定について、関係部署と連携しながら、実現に向けて事業を実施していきます。	・デーノタメ遺跡の国史跡指定を目指し、関係各課と連携し、必要な手続きを行いました。 ・地域住民に対して史跡指定の理解を得ることができました。 ・それらの結果として、文化庁に意見具申書を提出することができました。	文化財	・デーノタメ遺跡を国指定史跡とすることについて、具体的な方策を策定することができ、国史跡指定に向けて、大きく前進しました。	・デーノタメ遺跡の保存について、引き続き国史跡指定を目指します。

○インターネット等による文化財の情報発信

・文化財の情報や最新の調査成果について情報を発信します。	・「広報きたもと」において、デーノタメ遺跡の連載記事や特別展の開催案内を掲載しました。 ・デーノタメ遺跡のシンポジウムについて、HP上に記事を掲載し、開催を周知しました。	文化財	・市民や全国の人々に対して、デーノタメ遺跡の魅力を周知することができました。	b ・今後も、「広報きたもと」などにおいて、市の歴史や自然について周知していきます。 ・デーノタメ遺跡や石戸蒲ザクラなどの市内文化財に対する認知度を上げていきます。 ・インターネット等のデジタルコンテンツの活用を研究していきます。
--	--	-----	--	---

○文化財の展示・公開・活用

・市内の貴重な文化財について展示などを積極的に行うとともに、発掘調査の成果等の現地説明会を開催するなど、地域学習に寄与していきます。	・市庁舎1階に展示スペースを設け、スポット展示「デーノタメ遺跡が語るもの」展を年間を通して開催しました。 ・デーノタメ遺跡について、特別展やシンポジウムを開催し、遺跡への興味・関心を高めるとともに、文化財保護への理解を深めてもらうことができました。 ・特別展「森と泉に守られた奇跡の遺跡」 11月8～21日 延べ来場者数1,803名 ・シンポジウム「デーノタメ遺跡から見た縄文の食文化」 1月20日 来場者数358名	文化財	・常設の展示スペースを確保することとで、市民に郷土の歴史や文化財にふれる機会を提供することができました。 ・新型コロナウイルス感染症対策として休止していたシンポジウムを再開するなど、デーノタメ遺跡のPRを積極的に続けていくことができました。	a ・文化財の広報掲載・周知の機会を増やせるよう、関係課と連携していきます。 ・説明看板の整備に努めます。
--	---	-----	---	--

○文化財の学習・啓発活動【※令和5年度重点項目】

・市内小・中学校への出張授業事業やフイールド学習の充実に努めます。	・学校との連携による学習について、小学校および中学校の授業において、歴史散策による現地解説や総合の授業での講座などの学習支援を行いました。 ・小学校3年生が学校で行う社会科見学会で、石戸蒲ザクラ、板石塔婆収蔵庫の案内、解説を行いました。	文化財	・学校と連携を図り、体験学習や出前講座を実施することとで、児童生徒に郷土の歴史や文化財にふれる機会を提供することができました。	b ・今後も、歴史的資料や文化財等を活用した体験学習、出前講座等を実施していきます。
・地域の文化財を活用した「出前講座」、「歴史講座」等の開催・支援に努めます。	・地域との連携による学習について、市役所出前講座、公民館等が主催する歴史講座、歴史探訪会等を支援しました。 ・今年度は、地域の文化財や資料を教材とした歴史講座や、市内を周遊しながら文化財等の解説を行う歴史探訪会等を31回開催し、延べ533人に参加いただきました。	文化財	・この項目のみで指標の数値目標を達成することができ、市内の文化財について、講座や散策の参加者が親しむ機会を非常に多く設けることができました。	a ・今後も、収集した地域史料等を活用し、市民向けの講座等を実施していきます。

施策 4 郷土芸能の継承と支援

P78

○郷土芸能団体の支援と後継者育成				
・国、県、財団等の補助について情報を集め、団体の支援につなげるよう努めます。 ・市内の小・中学校と郷土芸能団体との連携に努めます。	・国、県の補助制度に加えて、民間団体からの活動補助などの情報を各団体へ伝え、申請等の支援を行っています。また、後継者育成のための新会員募集や宣伝の支援を行ってきました。 ・小中学校へ「北本市郷土芸能保存団体連合会」の情報提供を行いました。	文化財	・補助金申請について、定例の理事会などで、情報の提供を行い、各団体の活動支援につなげることができました。 ・市内小・中学校へ、郷土芸能保存団体連合会などの告知などを行うことができました。	b ・補助金の申請対象は指定文化財であることを条件とすることが多く、未指定の団体の活動についてでも補助金の情報を収集しています。 ・会員の募集範囲について、広域化することを郷土芸能保存団体連合会へ提案していききます。 ・小中学校への授業支援を検討します。
○郷土芸能の記録と情報の発信				
・郷土芸能の活動を映像で記録します。 ・市内で活動する郷土芸能の魅力をホームページ等で発信します。	・郷土芸能団体のリーフレットを作成して、各小中学校・公民館等へ配布しました。 ・郷土芸能大会の映像を動画配信サイトで放映することができました。	文化財	・郷土芸能の歴史や活動について、市民に向けて周知することができました。	b ・郷土芸能の映像の上映機会や写真展などの企画を考えていきます。 ・今後も積極的に各種メディアに働きかけていきます。また、市ホームページ等に郷土芸能保存団体連合会の情報掲載を検討していきます。
○郷土芸能保存団体連合会の支援【※令和5年度重点項目】				
・郷土芸能大会を継続的に開催するためこれを共催して支援します。 ・市外で活動する郷土芸能団体との交流について支援します。	・2月18日に北本市郷土芸能大会を開催し、412名に御参加いただくなど、郷土芸能への興味・関心を高めるとともに、その魅力を広く周知することができました。 ・ボスターの作成やイベント周知サイトへの記事の掲載など、郷土芸能大会開催の支援を行うことができました。 ・リーフレット作成により、市内の学校や社会教育施設において、啓発支援を行いました。	文化財	・郷土芸能団体のモチベーションの維持・向上にも資する、北本市郷土芸能大会の実施について、支援を行うことができました。 ・郷土芸能の啓発についての支援をすることができました。	a ・郷土芸能大会の観客の年代層を広げていくため、市内小・中学校、高校等への宣伝に努めます。 ・郷土芸能大会だけではなく、日常的な交流や各団体の市外への派遣などを支援していきます。

【参考】令和5年度事業の個別取組にかかる自己評価（取組評価）の集計表

	施策名		個別取組 の数	左記の個別取組の評価内訳				
				「s」	「a」	「b」	「c」	「ー」
基本目標 Ⅰ	施策1	確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	10	0	2	8	0	0
	施策2	時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	15	0	4	11	0	0
	施策3	「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組	4	0	0	4	0	0
	施策4	進路指導・キャリア教育の推進	4	0	1	3	0	0
	施策5	本物にふれる事業の推進	4	0	0	4	0	0
	施策6	共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進	7	0	3	4	0	0
基本目標 Ⅱ	施策1	基本的人権を尊重する教育の推進	4	0	0	4	0	0
	施策2	人権啓発活動の推進	3	0	2	1	0	0
	施策3	心の教育の推進	7	0	1	6	0	0
	施策4	ボランティア・福祉教育の推進	2	0	0	2	0	0
	施策5	生徒指導・教育相談体制の充実	9	0	0	9	0	0
	施策6	児童生徒の健康の保持増進	13	0	3	10	0	0
	施策7	運動習慣の形成と体力向上の推進	13	0	1	12	0	0
	施策8	安全教育の推進と安全管理の徹底	13	0	0	13	0	0
基本目標 Ⅲ	施策1	学校4・3・2制（小中一貫教育）をはじめとした異校種間連携の推進	3	0	1	2	0	0
	施策2	地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	4	0	0	4	0	0
	施策3	教職員の資質の向上	9	0	1	8	0	0
	施策4	教育環境の整備・充実	7	0	1	6	0	0
	施策5	学校経営の改革推進	5	0	1	4	0	0
基本目標 Ⅳ	施策1	家庭教育に関する学習機会の充実とP T A活動の推進	2	0	0	2	0	0
	施策2	地域の教育推進体制の充実	4	0	0	4	0	0
	施策3	子供の読書活動の推進	4	0	0	4	0	0
	施策4	地域活動室事業と学校応援団の活用の推進	4	0	0	4	0	0
基本目標 Ⅴ	施策1	生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	7	0	0	7	0	0
	施策2	学習施設の整備・運営の充実	14	0	0	14	0	0
	施策3	スポーツ活動の推進	5	0	0	5	0	0
	施策4	文化芸術活動の推進	2	0	0	2	0	0
基本目標 Ⅵ	施策1	文化財保護の調査と研究	5	0	0	5	0	0
	施策2	文化財の保存と管理	6	0	1	5	0	0
	施策3	文化財の啓発と活用	4	0	2	2	0	0
	施策4	郷土芸能の継承と支援	3	0	1	2	0	0

＊個別取組にかかる評価（取組評価）の凡例

- ・「s」期待水準を大幅に上まわる成果を挙げている。
- ・「a」期待水準を上まわる成果を挙げている。
- ・「b」期待する成果を挙げている。
- ・「c」期待する成果が十分に得られていない。
- ・「ー」止むを得ない事情（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための事業中止等）により評価対象外。

6 評 価

【評価基準】

評価記号	評 価 要 素
A	期待水準を大幅に上まわる成果を挙げている。
B	期待する成果を挙げている。
C	期待する成果が十分に得られていない。

【点検・評価の集計結果】

評価記号	自己評価		外部評価者評価			
			清水委員		山田委員	
A	5 施策	16.1%	6 施策	19.4%	5 施策	16.1%
B	26 施策	83.9%	25 施策	80.6%	26 施策	83.9%
C	0 施策	0.0%	0 施策	0.0%	0 施策	0.0%
合 計	31 施策	100.0%	31 施策	100.0%	31 施策	100.0%

* 第3期北本市教育振興基本計画に定める31の施策に対する点検・評価となります。

* 各個別取組の「取組評価」におけるs及びa評価の割合を基に、「施策単位」による評価を行いました。

* 各事務事業の評価に関することは、各担当課にお問合せください。

【点検・評価の施策ごとの結果】

基本目標及び施策		自己 評価	外部評価者 評価		主管課	施策の 取組状 況掲載 ページ
			清水 委員	山田 委員		
Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成						
1	確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	B	A	B	学校教育課	9
2	時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	B	B	B	学校教育課	11
3	「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組	B	B	B	学校教育課	14
4	進路指導・キャリア教育の推進	B	B	B	学校教育課	15
5	本物にふれる事業の推進	B	B	B	学校教育課	16
6	共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進	A	A	A	学校教育課	17
Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成						
1	基本的人権を尊重する教育の推進	B	B	B	学校教育課	20
2	人権啓発活動の推進	A	A	A	生涯学習課	22

3	心の教育の推進	B	B	B	学校教育課	23
4	ボランティア・福祉教育の推進	B	B	B	学校教育課	25
5	生徒指導・教育相談体制の充実	B	B	B	学校教育課	26
6	児童生徒の健康の保持増進	B	B	B	学校教育課	29
7	運動習慣の形成と体力向上の推進	B	B	B	学校教育課	32
8	安全教育の推進と安全管理の徹底	B	B	B	学校教育課	35
Ⅲ 質の高い学校教育の推進						
1	小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進	A	A	A	学校教育課	38
2	地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	B	B	B	学校教育課	39
3	教職員の資質の向上	B	B	B	学校教育課	40
4	教育環境の整備・充実	B	B	B	学校教育課	42
5	学校経営の改革推進	B	B	B	学校教育課	44
Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上						
1	家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進	B	B	B	生涯学習課	46
2	地域の教育推進体制の充実	B	B	B	生涯学習課	47
3	子供の読書活動の推進	B	B	B	生涯学習課	48
4	地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	B	B	B	学校教育課	49
Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興						
1	生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	B	B	B	生涯学習課	51
2	学習施設の整備・運営の充実	B	B	B	生涯学習課	53
3	スポーツ活動の推進	B	B	B	生涯学習課	56
4	文化芸術活動の推進	B	B	B	生涯学習課	57
Ⅵ 文化財保護の推進						
1	文化財保護の調査と研究	B	B	B	文化財保護課	59
2	文化財の保存と管理	B	B	B	文化財保護課	61
3	文化財の啓発と活用	A	A	A	文化財保護課	63
4	郷土芸能の継承と支援	A	A	A	文化財保護課	64

【主管課における自己評価のまとめ】

教育総務課	食育の推進に係る取り組みでは、3年ぶりに北本産食材の生産者を招いて話を伺い、一緒に給食を食べる「生産者招待給食」を実施し、「食と農」への関心を高めました。 安全に配慮した学校施設の管理と整備の推進での取り組みとしては、南小学校校舎及び給食室の屋上防水工事を実施するとともに、中丸小学校外周フェンス工事やプール修繕工事を実施しました。 引き続き、施設・設備の改修・更新を実施してまいります。
学校教育課	適切な就学支援を推進したことで、特別支援教育の充実を図ることができたため、基本目標Ⅰ-6の施策を「A」評価としました。また、小中一貫教育（学校4・3・2制）を基軸とした研究を市内全校で実施したことや、児童生徒の学級満足度が全国平均値を上回ったことから、基本目標Ⅲ-1の施策を「A」評価としました。教職員の資質向上の取組は、教職員事故防止が課題となることから、各種研修の充実を図り、教職員事故0（ゼロ）を目指してまいります。
生涯学習課	基本目標Ⅱでは、施策2において、各種人権教育啓発資料を作成・配布するとともに、人権教育啓発講座を開催し、市民の人権意識の啓発を図ることができたことから「A」評価としました。 その他、「子ども大学きたもと」や「文化のつどい」など、計画どおり開催できたことから「B」評価としました。なお、市民文芸誌「むくろじ」については、投稿者の減等の理由により、令和4年度をもって休刊となったため、評価の対象から外させていただきました。
文化財保護課	基本目標Ⅵ-1では、重要遺跡の内容確認調査を実施し、貴重な成果を上げています。Ⅵ-2では、デーノタメ遺跡を国指定史跡にするために必要な手続きを進めることが出来、指定に向けて大きく前進しました。Ⅵ-3では、展示会や講座等の開催により、文化財に触れる機会をより多くの人々に提供することができました。Ⅵ-4では、郷土芸能大会の実施により、郷土芸能の魅力を広く周知することができました。

（注1）学校保健体育に関する事務の主管課は「学校教育課」となります。

【外部評価者講評】

埼玉大学名誉教授 清水 誠（敬称略）



令和5年度事業に見られた教育行政の重点施策に沿って推進された31の施策について点検評価した。各個別取組の全てにおいて目標を明確にして取り組んだことを確認することができた。特に、基本目標Ⅰの施策1「確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善」では県学習状況調査の各学年の平均正答率が令和4年度末より上昇している等が認められた。施策6「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」では特別支援教育の充実が図られた。基本目標Ⅱの施策2「人権啓発活動の推進」では市民の人権意識の啓発が図ることができた。基本目標Ⅲの施策1「小中一貫教育（学校4・3・2制）に係る教育活動の推進」では児童生徒の学級満足度が全国平均値を上回ったことが認められた。基本目標Ⅵの施策3「文化財の啓発と活用」、施策4「郷土芸能の継承と支援」の施策では文化財に触れる機会や郷土芸能の魅力をより多くの人に提供できた。各施策において期待水準を大きく上回る成果を上げていることを確認することができた。北本市教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行において各学校・保護者・市民等と連携して、期待する成果を挙げていることを認めることができた。

淑徳大学教育学部学部長 山田 晋 治（敬称略）



新たに策定された第3期北本市教育振興基本計画に基づき教育委員会が取り組んだ事務に関する点検評価に携わることにあたり、改めて過年度の報告書の概要等も確認しながら令和5年度教育行政の重点施策にかかる事業について点検評価した。コロナ禍による影響もほぼ収束した中、これまで中止せざるを得なかった事業も再開できるなど各施策において概ね期待どおりの成果を挙げることができたことは大いに評価できると考える。中でも基本計画Ⅰ施策6「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」や基本計画Ⅱ施策2「人権啓発活動の推進」、基本計画Ⅲ施策1「小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携」については前年度同様に期待水準を上回る成果を挙げていることを確認できた。また、基本計画Ⅵ「文化財保護の推進」の各施策でも、北本市ならではの貴重な文化財の保護やその活用等において大きな成果を挙げていることも確認できた。

全体として各施策にかかる取組に対する教育委員会の自己評価も妥当であると思われる。これらの成果と課題を第3期教育振興基本計画の推進に活かすとともに、今後も北本市教育委員会が各学校、保護者、市民等と連携を図りながら子供たちの未来づくりに資する教育行政に期待する。

7 指標一覧

第3期北本市教育振興基本計画において定められている各指標の数値目標について、令和5年度末におけるその状況は次のとおりでした。

関連 施策	指標	令和4年度末	令和5年度末 (太字は達成)	第3期教育振興 基本計画の目標 (令和9年度末)
I 1 ほか	県学習状況調査の各学年の平均正答 率が県平均を上回る教科の割合	50%	64.3%	100.0%
II 7	新体力テスト総合評価5ランク中上 位3ランクである児童生徒の割合	76.7	76.3%	87.0%
II 6	学校給食における地場産食材の使用 量(児童生徒1人あたり)	1.86kg	2.28kg	2.5kg
III 4 IV 2	放課後子ども教室における学童との 共通プログラムの実施頻度	各教室 0回/年	各教室 7回/年	各教室 35回/年
III I (I 1・	学校4・3・2制における児童生徒の 交流活動実施回数	72回/年	72回/年	240回/年
IV 4	学校応援団の年間支援活動日数(1校 平均)	112日	115日	180日
V 1	市民大学きたもと学苑の講座数	185講座	175講座	200講座
V 1	人財情報バンク登録者数	188人	91人	190人
V 1	市役所出前講座	15件/年	32件/年	35件/年
V 2	市民1人当たりの公民館年間利用回 数	5.3回	5.7回	7.3回
IV 3 V 2	市民1人当たりの図書資料年間貸出 点数	4.7冊	4.6冊	5.6冊
V 2	市民1人当たりの野外活動センター 年間利用回数	0.8回	1.0回	1.0回
V 3	市民1人当たりの社会体育施設(学校 体育施設開放を含む)年間利用回数	4.76回	4.93回	5.00回
VI 1	保護されている指定・登録文化財件数 (国・県指定文化財を含む)	54件	54件	55件
VI 3	文化財学習講座及び小・中学校学習支 援講座数	25講座	40講座	30講座

※R4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため各種事業が中止となったことから、指標に影響が出ていますのでご了承ください。

8 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会会議

区分	日付	報告・議案件数	議事内容
定例	4月27日	報告 12件	令和5年度児童生徒数及び学級数、令和3年度各小・中学校第3学期状況報告について等の報告。
		議案 4件	北本市就学支援委員会委員の委嘱等、令和4年度「学校運営協議会」委員の任命についての議決。
定例	5月25日	報告 2件	要保護及び準要保護児童生徒の認定状況、教育長の決裁処分（共催・後援）についての報告。
定例	6月29日	報告 2件	北本市人権教育推進委員会委員の委嘱、教育長の決裁処分（共催・後援）についての報告。
		議案 5件	デーノタメ遺跡調査指導委員会の委員の委嘱、北本市青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について等の議案の議決。
臨時	7月11日	報告 1件	令和5年第2回北本市議会定例会一般質問答弁について
		議案 1件	令和6年度使用小学校用教科用図書採択について
定例	7月22日	報告 2件	令和5年度北本市教育委員会教育委員の学校訪問のまとめ、教育長の決裁処分（共催・後援）についての報告。
		議案 2件	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書、「デーノタメ遺跡」の史跡指定に係る意見具申についての議決。
定例	8月24日	報告 3件	令和5年度各小・中学校第1学期状況報告、国指定天然記念物石戸蒲ザクラの枯損枝の剪定について等の報告。
		議案 6件	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書、北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例施行規則の制定についての議決。
臨時	8月30日	議案 1件	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十条の規定による教育委員の辞職の同意について
定例	9月28日	報告 2件	令和5年第3回北本市議会定例会一般質問答弁、教育長の決裁処分（共催・後援）についての報告。
		議案 4件	令和6年度当初教職員人事異動の方針、第8回きたもとピアノフェスティバルの開催について等の議決。

定例	10月26日	報告 2件	埼玉県学力・学習状況調査の分析結果、教育長の決裁処分（共催・後援）についての報告。
定例	11月22日	報告 2件	令和6年北本市成人式開催概要、教育長の決裁処分（共催・後援）についての報告。
		議案 4件	北本市生涯学習推進計画（案）、北本市子ども読書活動推進計画（案）について等の議決。
定例	12月21日	報告 5件	デーノタメ遺跡特別展の開催、デーノタメ遺跡の意見具申について等の報告。
		議案 2件	令和6年度北本市立小・中学校入学通知、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についての議決。
臨時	1月7日	報告 1件	教職員の人事についての議決。
定例	1月25日	報告 6件	第2次北本市子ども読書活動推進計画（案）、令和5年度各小・中学校第2学期状況報告について等の報告。
		議案 3件	北本市学習センター設置及び管理条例施行規則等の一部改正、教職員の人事について等の議決。
定例	2月15日	報告 3件	シンポジウム「デーノタメ遺跡から見た縄文の食文化」開催、デーノタメ遺跡の国指定にかかる意見具申についての報告。
		議案 5件	第2次北本市子ども読書活動推進計画（案）、第四次北本市生涯学習推進計画（案）等の議決。
定例	3月21日	報告 11件	北本市立教育センター令和6年度事業計画等、北本市立体育センター令和6年度事業計画について等の報告。
		議案 7件	令和6年度教育行政の重点施策、令和6年度指導の重点について等の議決。

(2) 総合教育会議

日付	議案件数	議事内容
開催なし	—	—

(3) 学校訪問・社会教育施設等訪問

区分	日付	概要
学校訪問	6月5日	東小学校、東中学校、宮内中学校
社会教育施設等 訪問	10月13日	南部公民館、中丸公民館、体育センター、コミュニティセンター、学習センター

9 資 料

(1) 教育委員会教育長・教育委員

(令和6年3月31日現在)

職 名	氏 名	教育長・教育委員の任期
教 育 長	神 子 修 一	令和 3 年 1 0 月 1 日～令和 6 年 9 月 3 0 日
職務代理者	黒 川 範 子	令和 4 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日
委 員	久保田 篤 正	平成 2 9 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 3 0 日
委 員	関 根 桂 子	令和 4 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日
委 員	森 田 高 正	令和 5 年 1 0 月 1 日～令和 9 年 9 月 3 0 日

(2) 教育委員会の組織

(令和6年3月31日現在)



○ この図以外に、課に属する施設等

生涯学習課 ……野外活動センター、中央公民館、中央図書館、こども図書館
 南部公民館、東部公民館、西部公民館、北部公民館、中丸公民館
 学習センター、勤労福祉センター、コミュニティセンター
 体育センター

(3) 公立学校施設

ア 小学校

(令和5年5月1日現在)

学 校 名	児童数 (人)	学級数
中丸小学校	4 2 4	1 5
石戸小学校	2 5 4	1 4
南小学校	4 2 7	1 9
北小学校	3 8 0	1 5
西小学校	5 4 3	2 0
東小学校	3 9 3	1 6
中丸東小学校	1 8 0	8
小学校合計	2, 6 0 1	1 0 7

イ 中学校

(令和5年5月1日現在)

学 校 名	生徒数 (人)	学級数
北本中学校	5 1 4	1 6
東中学校	4 0 4	1 4
西中学校	1 4 3	7
宮内中学校	3 2 5	1 2
中学校合計	1, 3 8 6	4 9

(4) 北本市教育施策大綱

北本市教育施策大綱

(令和5年度～令和9年度)

○基本理念

教育基本法において、教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」(第1条)と示されています。

先行きが不透明な社会の中で、北本の子供たちが夢と志を持ち、困難な時代を乗り越えるため、基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して、自らの人生を切り拓き、たくましく生きるための力をはぐくみ、豊かな人間関係を築きながら、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、社会の中で役割を果たすことのできる人材を育成するため、教育は重要な使命を担っています。

この使命を果たすため、平成25年2月に策定しました、第1期及び第2期北本市教育振興基本計画では、本市の教育行政を進めていく上での基本理念として、「共に学び未来を拓く 北本の教育」を掲げて、計画を推進してまいりました。

第3期計画においても、色あせることのない次の基本理念を継承してまいります。

「共に学び 未来を拓く 北本の教育」

○基本目標

I 確かな学力と自立する力の育成

主体的で対話的な深い学び(いわゆるアクティブ・ラーニング)の視点から、指導方法の工夫・改善を行うことにより、児童生徒の学習過程を質的に高めます。

また、時代や社会の変化に対応した教育、義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育及び進路指導・キャリア教育を推進することにより、児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、一人一人の自己実現を支援します。

さらに、地域の特色及び様々な専門家にふれる事業を推進することにより、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援、指導体制等の整備を推進します。

II 豊かな心と健やかな体の育成

幅広い世代において多様性を認め合う心、相手を思いやる心など、人権を尊重する意識を育て、差別のない社会を目指すため、人権啓発の推進を図ります。

学校においても、こうした他人を思いやる心や公共の精神を養うため、心の教育やボランティア・福祉教育の充実を図るとともに、いじめや不登校、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組みます。また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

III 質の高い学校教育の推進

安全で快適な教育環境の整備を推進するとともに、各小・中学校の積極的な情報発信や学校運営協議会の開催等により、地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりを目指します。

また、教職員の働き方改革に取り組むとともに、研修の充実や適正な人事配置、人事評価制度の活用等により、一人一人の教職員の資質や総合的な学校力の向上を図ります。

さらに、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校の連携、小・中学校の連携や小中一貫教育を推進し、子供たちの幼児期から義務教育9年間を見通した教育活動を行います。

IV 家庭・地域の教育力の向上

子供たちに基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心等を養うため、家庭教育に関する学習機会の充実やPTA活動を推進するとともに、地域の教育推進体制の充実を図ります。

また、こども図書館等を活用して、親子で読書に親しむ機会を提供するなど、子供の読書活動を推進します。

さらに、地域活動室の事業と学校応援団の活動の推進をととして地域との絆を深め、地域の教育力の向上を図ります。

V 生涯学習とスポーツの振興

市民が生涯を通じて学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習による生涯学習のまちづくりの実現を推進するとともに、生涯学習の活動の拠点となる学習施設の整備・運営の充実に努めます。

また、市民がそれぞれの体力や年齢、興味・関心に応じて、主体的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、県や関係団体等と連携して、機会の創出や情報の提供に努めます。

さらに、文化芸術活動の支援や発表の場の提供をととして、市民の文化芸術活動を推進します。

VI 文化財保護の推進

北本で長く培われてきた歴史・伝統・文化への理解を深め、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の調査・保存を進めるとともに、郷土芸能の保存と振興に努めます。

また、文化財への理解を深め、これを活用するため、文化財の情報の発信と啓発事業の充実に努めます。

北本市教育施策大綱と北本市教育振興基本計画との関係図

北本市教育施策大綱

(令和5年度～令和9年度)

○基本理念

「共に学び 未来を拓く 北本の教育」

○基本目標

- I 確かな学力と自立する力の育成
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 質の高い学校教育の推進
- IV 家庭・地域の教育力の向上
- V 生涯学習とスポーツの振興
- VI 文化財保護の推進

実行計画

第3期北本市教育振興基本計画
(令和5年度～令和9年度)

北本市・北本市教育委員会

(令和5年度実施事業)

教育委員会の事務に関する点検評価報告書

発 行 令和6年8月

編 集 北本市教育委員会

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

T E L 048-591-1111

F A X 048-592-5997

U R L <http://www.city.kitamoto.lg.jp>

E-mail a04400@city.kitamoto.lg.jp



〔シンボルマーク〕



〔市の木〕 さくら



〔市の花〕 菊